ありたいまちの姿	1　「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	施策コード
施策コード	【1】　シビックプライドと未来をつくる力を育む人材育成の充実	
施策の概要	子どもから大人まで、地域の中で人と人がつながり、対話や多様な学びの場を通して、シビックプライドや主体性等を育み、一人一人の様々なチャレンジの実現につながる人材育成の充実を図ります。	【1】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　未来を育む人材育成の充実	
ア	市民が参加する対話の場は、人と人とのつながりを深めるだけでなく、シビックプライドや主体性を育む機会にもなっています。しかし、参加者の固定化が進んでいるため、年齢や地域を超えた多様な世代が参加しやすくなるよう、実施方法の見直しが求められています。	少人数での開催やオンラインプラットフォームを活用など、幅広い世代が参加しやすい対話の機会を充実させることで、人と人とのつながりやシビックプライドを育むだけでなく、若者を含む市民の多様な活動につながる主体性や、互いの活動を応援し合え、チャレンジが生まれやすい雰囲気を育みます。また、より良い対話の場づくりに向けて市民ファシリテーターの育成を進めます。（施策間連携【13】【14】）
イ	高校生と地域・企業をつなぐ学びの機会が充実したことで、高校生の地元就職率は向上しています。しかし、進学に伴う市外転出が増加しており、高校生が朝来市の魅力を十分に知らないまま市外へ流出してしまう現状があります。また、高校授業料無償化の導入により、通学する高校の選択肢が増え、今まで以上に高校生の市外への流出が懸念されます。	高校や地域と連携し、地域で活躍する大人との対話の場や、地域と協働した学び、企業とつながる学びの機会を提供することで、地元の魅力や多様な生き方に触れる機会を創出し、高校生の主体性とシビックプライドを育みながらキャリア形成につなげます。また、地元高校の生徒確保に向けて高校魅力向上にも高校と連携し取り組みます。（施策間連携【7】）
ウ	市民一人一人の「Will（やりたい）」を尊重した事業の実施や、地域活動・仕事につながる学びは、市民の新たなチャレンジのきっかけとなっています。しかし、それを実感する市民の割合は低い状況にあるため、今後もチャレンジの実現につながる学びの充実が求められています。	得意分野や興味関心等を活かし、地域活動や仕事での様々なチャレンジにつながる学びを充実させることで、市民一人一人の生き生きとした新たなチャレンジを育み、社会参加につなげます。（施策間連携【4】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　シビックプライドを育む地域での学びの充実	
ア	地域自治協議会等では、地域の特性を活かしながら、子どもから大人までを対象とした地域の自然や歴史・文化等を学ぶ様々な活動が展開されていますが、開催の有無や運営のノウハウに地域差が生じています。	地域自治協議会をはじめとした地域等が主体的に地域の自然や歴史・文化等を学ぶ活動を展開し、市民のシビックプライドを育むとともに、学びが普段の暮らしや地域活動等で活かされるよう、人材バンク制度の活用や専門機関等との連携を図りながら出前授業の開催や講師の紹介等を行い、地域主体の学びの場づくりを支援します。（施策間連携【4】【11】【12】）
イ	地域をフィールドとして学ぶ子ども対象の事業は、地域自治協議会等が特性に応じて実施していますが、地域の自主性に委ねられているのが現状であり、体系的な整理や体制の整備が不十分です。特に、小学生向けの活動の場はある一方で、中学生の活動の場は限られており、中学生の地域活動や大人との交流の機会を増やすことが求められています。	地域や学校等と連携し、地域をフィールドとした小中学生向けの事業を体系的に整理するとともに、地域学校協働本部等の体制を整えます。これにより、関係者が役割を分担しながら、地域主体の学びの場づくりの充実を支援することで、小中学生のシビックプライドを育みます。

施策指標							
指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	子どもから大人までの多様な学びの場が充実していると感じる市民の割合	—	20.3%	18.2%	18.4%	24.3%	市民意識調査
②	住んでいる地域に誇りや愛着を持つ市民の割合	62.20%	63.8%	66.6%	65.8%	67.8%	市民意識調査
②	住んでいる地域に誇りや愛着を持つ中学3年生の割合	—	60.3%	63.8%	55.3%	64.3%	市民意識調査

ありたいまちの姿	1　「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	施策コード
施策コード	【2】　生きる力を育む幼児教育・学校教育の推進	
施策の概要	将来の変化を予測することが困難な時代を生き抜く子どもたちの育成に向け、生きる力の育成を目指し、学習指導要領に基づき、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む取組を推進します。	【2】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　主体的に学ぶ力の向上	
ア	児童生徒が基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、これを基盤として、思考力、判断力及び表現力等の育成、主体的に学びに向かう力や人間性を主体的に学びに向かう力や感性等を身に付ける力が必要です。	自ら考え、課題を発見し、他者と協働しながら課題解決することができる学習場面を設定します。
イ	学校園において、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するためのキャリア教育の充実を図ることが必要です。	授業づくりのユニバーサルデザイン化を基に、子どもたちが自分の良さや可能性を認識し、夢や希望をもって自分自身の豊かな人生を切り拓き、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できるように資質・能力の育成に取り組みます。
ウ	グローバル化が進む社会で活躍できるよう、語学力やコミュニケーション能力を高め、主体性や創造性、チャレンジ精神等を育み、国際的な視野をもって行動できる能力を身に付けることが求められます。	「あさごドリームアップ事業など、ふるさと朝来で培った学びを基に、自らが国際社会の一員としての自覚をもち、多様な立場の人たちと協働して課題解決に当たろうとする児童生徒の育成に向け、外国語指導助手（ALT）等との外国語を用いたふれあいや対話の機会を充実させたり、朝来市国際交流協会の事業等を活用して、語学力や問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を育みます。（施策間連携【17】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　人と人のふれあいの中で豊かな心を育む教育の推進	
ア	学校・家庭・地域が連携協働し、「地域とともにある学校」を実現するためにコミュニティスクールをめざす必要があります。 こども園においても、こども園評議員会からの意見を参考に園指導をさらに充実させる必要があります。	学校・家庭・地域の連携・協働により、「地域総ぐるみ」で子どもたちを見守り、育てる取組として、学校運営協議会を中心にコミュニティスクールの取組充実を推進します。 こども園においても、こども園評議員会を開催し、地域や保護者の意見をいただき、参画と協働を推進していきます。（施策間連携【17】）
イ	地域住民の参画と協働による体験教育等の体験活動により、心の教育の充実を図り、子どもたちの自立に向け、自己認識や自己有用感を高めるとともに、命を大切にする心や思いやりの心、規範意識を養う必要があります。	地域人材を活用した特色ある学校づくり事業（あさごドリームアップ事業）や「地域に学ぶトライやるウィーク」「地域に活かす『トライやる』アクション」等で市民と交流し、自然や歴史的な遺産に触れる体験を通して、郷土愛を育て、公共の精神や協調性の育成、思いやりの心や責任感をもって積極的に行動する力を育みます。
ウ	人間尊重の精神や生命を大切にするとともに、人間としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成することが必要です。	「特別の教科　道徳」はもとより、学校の教育活動全体を通じて道徳教育に取り組むことができる指導体制の充実や家庭や地域との連携推進を図ります。
エ	少子化が進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、これまでの生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、速やかに部活動改革に取り組む必要があります。	朝来市部活動在り方検討委員会を中心に、児童生徒・保護者・教職員・地域住民などの意見を広く受け入れ、地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術活動や子どもたち自身が考え、活動を想像する時間を創り出すための朝来市における部活動の地域展開を研究していきます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③　心身ともに健康であるための健やかな体の育成	
ア	子どもたちが運動の特性や魅力にふれることにより、体育・スポーツ活動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む必要があります。	運動の得意・不得意に関わらず、子どもたちの興味・関心や発達段階に合わせて誰もが運動に取り組むことができる環境づくりを行います。
イ	健全な食生活を実現することが、心身の健康増進と豊かな人間形成につながるという視点から、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図ることで、本市の課題である肥満の解消やう歯のある児童生徒数の減少につなげていく必要があります。	学校園における食育をとおして、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、食生活が動植物等の自然の恩恵や生産・流通・消費等人々のさまざまな活動に支えられていることの学びにつなげます。また、本市の課題である肥満の解消やう歯のある児童生徒数の減少につなげていきます。（施策間連携【23】【29】）
ウ	心理的ストレスや悩みといった心の健康課題を解決するため、学校保健に関する教職員の資質・能力の向上、体系的な保健教育の充実及び家庭や地域の医療機関等との連携により心の健康管理の充実を図る必要があります。	多様化・複雑化する心の問題に適切に早期に対応するため、SCやSSWを活用し、医療、こども家庭センター、警察や相談機関等、関係機関と連携し、孤立を防ぎ、継続的な伴奏支援を行います。（施策間連携【23】）
エ		

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合	小学33.5% 中学37.4%	小学34.3% 中学28.6%	小学31.1% 中学26.4%	小学31.7% 中学28.8%	小学55.0%以上 中学50.0%以上	全国学力・学習状況調査
②	「自分には、よいところがあると思う」と答えた児童生徒の割合	小学39.4% 中学31.8%	小学42.1% 中学27.3%	小学38.1% 中学29.4%	小学43.2% 中学32.6%	小学55.0%以上 中学50.0%以上	全国学力・学習状況調査
③	全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（T得点）	小5男50.9点 小5女50.2点 中2男50.5点 中2女49.8点	小5男50.8点 小5女48.8点 中2男51.3点 中2女50.7点	小5男51.6点 小5女49.7点 中2男50.8点 中2女48.2点	小5男52.6点 小5女49.1点 中2男47.7点 中2女48.8点	小5男51.5点以上 小5女50.0点以上 中2男52.5点以上 中2女51.5点以上	全国体力・運動能力、運動習慣等調査

ありたいまちの姿	1　「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	施策コード
施策コード	【3】　多様な学びを支える教育・学習環境の整備	
施策の概要	安心して学べる教育・学習環境の充実を図るとともに、ICT機器を効果的に活用した授業体制の構築による情報活用能力を育成します。また、特別な支援を必要とする子どもへの支援体制の充実等、多様な学びを支えます。	【3】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　安心して学べる教育・学習環境の整備	
ア	学校施設や通学路においては、安全・安心で質の高い教育環境の整備を継続的に行っていくことが不可欠です。 こども園においても、より良い施設整備に向け、公立の園はもちろん私立園に対しても補助金を活用するなどして支援を継続する必要があります。	子どもが安全で安心して学ぶことができる教育環境の整備や見守り活動のほか、校務支援を進めていきます。また、持続可能な開発目標SDGｓの観点から市内全校における照明器具のLED化を推進します。 こども園については、公立園は公共施設再配置計画の施設のあり方方針に基づき、整備を行ない、私立園も同様に必要な支援を継続します。
イ	ICTやAI等の技術革新が飛躍的に進むSciety5.0時代を生き抜くために、学校教育においてICTの活用が「日常化」するための環境の整備が必要です。 こども園では、公立園同様、私立園においても、国等の補助制度を活用し、支援するとともに初期導入のタブレット等の更新が必要です。	ICTの活用を「日常化」するために、デジタル教材等のコンテンツの充実を図ります。また、1人1台端末を活用する学習機会を設定します。また、GIGAスクール運営支援センターにより、活用のさらなる充実に向けた環境整備を行います。 公立園は、初期導入のタブレット等の更新を行うとともに、使用機能の拡充を図ります。また、私立園においては、国等の補助制度を活用してＩＣＴ推進を支援します。
ウ	一人一人の発達段階等に応じて能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するために、個別の教育的ニーズに的確に応える指導・支援を行うことが求められます。 こども園においても、配慮が必要な園児が増加傾向にあり、対象者に対しての職員確保と資質の向上に努める必要があります。	すべての園児、児童生徒がともに学ぶことができるよう、就学前から卒業まで、保健・福祉・医療等の関係機関と連携した切れ目ない支援体制を構築し、多様なニーズにきめ細かく対応するために、教職員確保と資質向上に努め、配慮が必要な園児児童生徒の支援を行っていきます。
エ	不登校児童生徒に対してその実態に配慮した教育を行うため、居場所づくりを積極的に行い、将来、精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送ることができる「社会的自立」をめざして指導・支援する必要があります。	組織的に発達支持的生徒指導に取り組むとともに、「すまいるルーム」や校内サポートルーム等多様な居場所を確保することで、学校復帰を含めた社会的自立をめざし支援します。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　一人一人の子どものカを育む教職員の育成	
ア	教科や教職に関する専門性と実践的指導力の向上や、社会の変化に対応した教育観を培うことをめざし、研究と修養に努めることが必要です。	教職員としての専門性と実践的指導力育成に向け、ICT支援員やGIGAスクールサポーターを中心に関係機関と連携し、児童生徒の情報活用能力の育成に向け、各種研修会に積極的に参加することで資質・能力を向上させ、児童生徒が主体的に学ぶ取組を推進します。
イ	ICT機器等を活用する学習活動を通して、「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の３つの観点を相互に関連させる情報活用能力を育成する必要があります。	ICT支援員やGIGAスクールサポーターを中心に、ICT機器を活用することで効果的・効率的に情報活用能力を習得するために必要なICT機器等の整備を図るとともに、大型提示装置や１人１台端末等を活用した分かる授業を実現します。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③　安全安心で地域の恵みを感じる学校給食の充実	
ア	学校給食法、食品衛生法、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき、兵庫県食品衛生管理プログラム（兵庫県版HACCP）の衛生管理基準を維持し、安全安心な給食を提供しています。	兵庫県食品衛生管理プログラム（兵庫県版HACCP）に基づいた衛生管理基準を維持するため、定期的に衛生研修受講、点検、記録、必要な改善措置を講じるなど衛生管理を徹底します。
イ	こども園では、減農薬の野菜や地元産の無農薬米を使用した「みどりの給食」に取り組んでいます。通常の給食では、「お米」と「味噌」は100%市内産を使用しています。園児に地元産の良さを知ってもらう「みどりの給食」の回数を増やし、食育を推進していく必要があります。 小中学校では、コウノトリ米（栽培期間中農薬を使用しないタイプ）を提供しています。一方、野菜等は地場産物を優先して使用していますが、気候変動により収量の減少により地場産物の使用率が低下しています。	こども園では、「みどりの給食」以外にも、地元産食材（園での栽培野菜、地元住民からの提供食材など）を活用した給食の提供に努めます。 児童生徒の食への関心が薄れないように、行事食や旬の食材を取り入れ、児童生徒の希望献立、地場産物を活用したちゃすりんデーの実施など、栄養教諭、栄養士、調理員と連携して美味しくて魅力のある学校給食の提供を維持します。 （施策間連携【９】）
ウ	子育て支援の一環として、学校給食費を完全無償化し、保護者負担の軽減を図ります。	近年の物価高騰により、特に米、生鮮野菜の価格が高騰していますが、小・中学校では、給食費の無償化に取り組み、子育て支援を図りつつ、学校給食摂取基準を維持し、栄養のある美味しい学校給食の提供を維持します。（施策間連携【２】）
エ		

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	18歳以下の子どもを養育している市民の内、学校施設・教育環境が充実していると感じる市民の割合	42.2%	45.4%	40.5%	34.7%	55.0%	市民意識調査
②	学習の中でコンピューター等のICT機器を使うのは勉強に役に立つと思う児童生徒の割合	―	小学74.2% 中学68.4%	小学67.3% 中学51.9%	小学72.4% 中学41.3%	小学75.0% 中学53.0%	全国学力・学習状況調査
③	学校給食における市内産野菜の使用率	11.7%	18.9%	15.2%	12.5%	30.0%	教育委員会調査

ありたいまちの姿	1　「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	施策コード
施策コード	【4】　まちにも活きる生涯学習・スポーツの推進	
施策の概要	市民の誰もが参加しやすい学習やスポーツの機会を創出し、それにより得た成果を地域社会の課題解決や創造的活動に活かせる人づくりを進めるとともに、社会教育施設等の活用や指導者との連携によって、誰もが気軽に学びやスポーツに親しめる環境づくりを推進します。	【4】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　やりたいことにチャレンジできる生涯学習の推進	
ア	文化教養、健康増進、家庭生活・趣味など多様な学びのきっかけづくりの場として市民講座を開催していますが、講座の固定化や参加者の年齢層等に偏りがあります。	誰もが生涯を通じて意欲的に学び続ける社会の実現を目指し、若者を含め幅広い年齢層からのニーズの把握及び関係機関からの意見聴取を行い、オンラインの活用も含め、それぞれのライフステージに合った市民講座等を開催します。
イ	市民講座を通じて市民の知識・技術等の向上が図られていますが、地域における学びの実践、学びの循環が求められています。	市民が学んだことや持てるスキルを主体的に発揮できる場づくりを創出するとともに、生涯学習人財バンク制度の推進により、知識、技能、経験等を有する人財を発掘しながら、多様な生涯学習活動の支援、充実を図るとともに、人財が活躍する場の創出を図ります。（施策間連携【1】【14】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　市民の交流を生む生涯スポーツの推進	
ア	性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが生涯にわたってスポーツを親しむことができる取り組みを推進するとともに、スポーツによる交流機会を拡充することで、地域活性化・まちづくりにつなげていくことが必要です。	興味や関心に応じて誰もが様々なスポーツに触れて楽しめるよう、地域の実情や市民ニーズに合った大会・教室等の実施を推進するとともに、スポーツを日常に取り入れる取り組みや情報発信を行い、スポーツを身近に感じる機会の創出を図り、スポーツを通じたライフパフォーマンスの向上に取り組みます。（施策間連携【23】）
イ	スポーツ推進委員をはじめ、地域スポーツ指導者やスポーツボランティアの知識・技能の習得を支援するとともに、市民のスポーツ振興につなげることで、地域スポーツの活性化が求められています。	スポーツ推進委員は、自ら学び実践したことを市やそれぞれの地域でのスポーツ事業で展開しながら、市民に対するスポーツ指導や助言を行います。また、市民が参加者として、観客として、指導者として、スポーツに携わる環境を創出することで、地域スポーツの活性化やスポーツを通じた交流を推進します。
ウ	性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、誰もが気軽にスポーツを行うためには、スポーツ活動を支える人材や団体が必要となります。スポーツ関係団体の連携や組織体制の強化を行うことで、継続的な活動を守っていく必要があります。	スポーツ指導者や担い手の育成に向けた体制づくりを支援するとともに、スポーツ関係団体の連携強化や部活動の地域連携・地域展開への対応など、官民を超えた協力関係の構築を推進します。（施策間連携【2】）
エ	社会体育施設は、市民の健康増進とスポーツ振興を目的として設置・活用していますが、再配置計画に基づく計画的な対応、ニーズを掴んだ適切な環境整備が必要です。	スポーツを安心して楽しめる環境整備を図るため、既存の社会体育施設については、適切に維持管理を行うとともに、施設の多面的な活用も視野に入れた整備や再配置を進めます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③　学びを育む図書館の運営	
ア	和田山図書館、あさご森の図書館及び生野生涯学習センター図書室では、総数約22万冊の蔵書を管理し、市民に読書の機会を提供しています。	市民の学びの拠点として、図書館の環境を整備するとともに、市民が主体的に課題を解決できるような支援を行います。また、図書館ボランティアの力を活用した運営に取り組みます。
イ	小中学校でのタブレットを活用した読書活動への取組みや、学校・園との定期連絡会の開催等、子どもの読書活動推進について関係機関との調整を進める必要があります。	学校・園と連携し、子どもの読書推進を図ります。また、電子書籍の導入について近隣図書館の動向や市民ニーズを把握しながら検討し、誰もが利用しやすい図書館になるようサービス内容の充実を図ります。

施策指標							
	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	自らの知識や経験を地域社会活動に活かした市民の割合	—	25.8%	26.20%	26.20%	29.80%	市民意識調査
②	定期的にスポーツを行う市民の割合	35.90%	41.3%	44.8%	45.6%	45.3%	市民意識調査
③	図書館入館者数	104,977人	82,305人	94,552人	91,316人	105,000人	生涯学習課調査

ありたいまちの姿	1　「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	施策コード
施策コード	【5】　多様性を尊重する人権文化の醸成	
施策の概要	国際化、情報化及び少子高齢化等の社会状況の変化に的確に対応しながら、普段の暮らしの中にも人権を大切にし、互いに尊重し合う習慣が根付いた人権文化の息づくまちづくりを進めます。	【5】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　誰もが自分らしく生きられるための人権啓発の推進	
ア	市民一人ひとりが、自分の人権のみならず他の人の人権についても正しい理解を持ち、人権尊重が文化として定着し、市民が互いを認め合う「共生社会」を推進する必要があります。	日常生活の中で人権を大切にすることが行動にあらわれ、互いを尊重し合う習慣につながる啓発を進めます。
イ	少子・高齢化、国際化、情報化の急速な進展、人々の価値観や生き方の多様性などに伴い、人権課題は多岐にわたり複雑化しています。また、インターネットによる人権侵害、職場や学校でのハラスメント・いじめに加え、子どもたちの人権、外国人や性的マイノリティの人権など、様々な人権侵害が社会的関心を集めています。	子ども、女性、高齢者、障がいのある人、外国人など、一人ひとりがお互いの人権を尊重し、権利が保障され、安全に安心して暮らせる取組を進めます。さらに、家庭、地域、学校、職場など、あらゆる場における人権教育・啓発を進め、人権に関する理解や認識を深めることにより、豊かな人権文化を育み、互いを認めながら共に生きる「共生社会」の実現を目指します。
ウ	教育、福祉、自治会及び事業者等、幅広い分野からの市民により組織された人権教育推進協議会と連携して各種人種啓発活動を実施していますが、とりわけ若年層が身近な人権について考え、人権を尊重する態度を育むことにより、インターネット上の人権侵害をはじめとする様々な課題解決が必要となっています。	差別が許されない社会づくりを目指して、朝来市に豊かな人権文化を創造するための教育・啓発活動を、学校園、関係機関、地域社会などと密に連携しながら、次代につながる取組を進めます。
エ	隣保館及び多世代交流センターでは、地域住民が主体となって各種事業（教養・レクリエーション・健康などに関する事業や文化祭などのイベント）を行い人権啓発や地域内外の交流を図っています。	隣保館本来の目的である地域における福祉の向上や人権啓発の住民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行います。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　性別にとらわれることなく全ての人が活躍できる環境づくり	
ア	男女が互いに尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる※男女共同参画社会の実現が重要な課題となっており、その実現に向け朝来市男女共同参画プランに基づいた取組を進めています。	朝来市男女共同参画プランを社会情勢の変化や進捗状況に応じて見直しを行い、第４次朝来市男女共同参画プランの基本理念「誰もが互いを認め合い、自らの意志によって自分らしく生活できるまちづくり」を目指し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。
イ	各種審議会等における女性委員の構成比率は高まり、職場、地域などの意思決定の場における女性参画が進みつつあるものの、一部では男女の固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。	様々な機会・情報媒体を活用しながら事業者や地域等と連携し、男女の固定的な役割分担意識や慣習を解消し、性別にかかわらず誰もが様々な場面で意思決定過程に参画できるような取組を進めます。【施策間連携７、14】
ウ	男性も女性も経済的自立や自己実現等のため、それぞれの希望に応じた働き方、学び方及び生き方を選択できるようになる社会が求められています。 しかし、家庭生活における男女共同参画は若年層を中心に固定的性別役割分担意識はやや希薄化してきているものの、男性の育休制度取得が中小企業で進んでいないとともに、育児や介護等に携わる時間は依然として女性に大きく偏っています。	企業等と連携し、誰もが自らの意思に基づき、仕事と生活の調和が図られ、充実した生活を送ることができる環境づくりを推進します。 また、職場、家庭及び地域等のそれぞれの場において、誰もが自分らしく生きることができ、その個性と能力を発揮し社会で活躍できる環境づくりを推進します。【施策間連携７】
エ	防災やまちづくり等の多様な地域課題を解決するためには、今後さらに女性の参画が重要となることから、市内で活動している女性を中心とした団体間の相互理解や活動内容等の情報発信により、団体等の更なる活性化を図る必要があります。	女性団体の活動が活発になることにより、これまでに気付かなかった新しい視点や発想を活かした地域の課題解決やリーダー的役割の育成が期待できます。そのため、女性団体等の活動を支援し、女性が活躍できる環境づくりや団体相互の連携交流を推進します。

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	個人の人権（多様性）が認められていると感じる市民の割合	—	34.0%	33.2%	33.1%	50.0%	市民意識調査
②	男女が対等な社会になりつつあると感じる市民の割合	—	27.2%	26.4%	28.3%	50.0%	市民意識調査

ありたいまちの姿	1　「やりたい」につながる多様な学びで、未来をつくる「人」を育む	施策コード
施策コード	【6】　豊かな心を育む芸術文化の振興	
施策の概要	芸術作品を鑑賞する機会や場を充実させ、多様な芸術表現活動を支援することによって、人々の豊かな心を育み、文化的で創造的な暮らしを実現するとともに、芸術文化活動が活発になることで、市民が魅力的で親しみの持てるまちとしての誇りや愛着を深めます。	【6】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　市民の芸術文化活動の促進	
ア	アニメや絵本のような市民から親しみやすい企画展や、ASAGO芸術音楽祭のような地域を舞台とした周遊型のイベントにより、子どもから大人まで多様な方に気軽に芸術を楽しんでいただける機会の創出によって、入場者数は増加しているものの、一時的な来訪に留まっているため、日ごろから市民が気軽に芸術に触れたり、創作・表現活動をすることが出来る芸術文化環境の整備が必要です。	優れた芸術文化の鑑賞機会を提供するため、アンケート調査によるニーズの把握に努めながら、子どもから大人まで多様な方に気軽に芸術に触れることができ、体験や学びの機会となる講座やイベントを開催します。
イ	子どもへの芸術文化体験を充実させる指導者や舞台芸術を支える技術スタッフ等、芸術文化活動を支える人材が不足していることに加え、従前からあるボランティアスタッフの固定化・高齢化が進んでいます。	子どもや高校生を対象として芸術文化体験を充実させる指導者や舞台芸術を支える技術スタッフ、また、高校生のボランティア体験の機会を作るなど、芸術文化活動を支える新たな人材の育成や発掘に取り組みます。
ウ	芸術文化や観光の双方の視点を活かして地域の活力を創出する専門職業人の育成等を基本理念とする芸術文化観光専門職大学が令和３年５月に開校し、令和６年には初の卒業生を輩出しました。また、豊岡演劇祭では、豊岡だけでなく但馬内の各市との連携による事業実施が予定されています。	市内の学校園や芸術文化団体、また芸術文化観光専門職大学、豊岡演劇祭等外部団体とも連携して、芸術文化の振興を進めます。特に芸術文化観光専門職大学とは各種連携事業をすすめながら、人材育成、発掘につながるように取り組みます

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　開かれた芸術文化施設の管理と運営	
ア	美術館及び彫刻公園等で幅広い世代の市民が気軽に芸術に触れたり、創作・表現活動をすることができる芸術文化環境の整備や美術品を保管するための収蔵庫の整備が必要です。芸術の森の野外彫刻は整備から３０年程度経過したものもあり整備が必要なものが出てきています。また各種講座、展覧会を開催しているギャラリー四季彩も建物の老朽化が進んでいます。	彫刻公園を安心安全に美術鑑賞できるよう作品および環境の整備を進めるとともに、美術館収蔵庫の整備と合わせ、幅広い世代の市民が日ごろから気軽に芸術文化活動に取り組める場所の整備を行います。
イ	和田山中央文化公園は、芸術文化施設の周辺環境を活かして、子育て世代や若者など利用者の集まりやすい場づくりを目指す必要があります。また、市内にあるその他の文化会館について建設時から年数が経過しており、施設の整備や活用の方向性について協議が必要です。	和田山ジュピターホールを含む和田山中央文化公園は、自然や芸術に触れながら、市民の憩い・創造・交流・健康づくりの場として、多様な世代の方が安全で安心して利用できるよう、地域住民や周辺施設の事業者とも連携しながら市民の憩いの場を作り出します。生野マインホールについては、生野地域の他の公共施設の利用状況を踏まえ市民との対話等によって、方向性の協議を進めます。

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	１年間に市内のホール、美術館及びあさご芸術の森等で芸術鑑賞や芸術活動をした市民の割合	—	14.0%	23.9%	21.0%	18.0%	市民意識調査
②	文化会館利用日数率	71.40%	49.9%	66.6%	65.5%	72.0%	芸術文化課調査
③	美術館入館者数（巡回展を含む）	13,618人	9,325人	21,252人	17,169人	15,000人	芸術文化課調査

ありたいまちの姿	2　人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	施策コード
施策コード	【7】　内発的な経済循環と多様な働き方の創出	
施策の概要	人の暮らしや営みとともにある自然との共生を図りながら、朝来市が持つ資源・魅力を活かした経済基盤を確立し、市外活力の取り込みと事業者育成を図るとともに、一人一人が望む多様な働き方が実現できる取組を推進します。	【7】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　市内事業者の力を育む支援の充実	
ア	あさごpayやプレミアム付商品券の発行による市内経済活性化や元気産業創生センターによる伴走型の経営支援等を行ってきましたが、円安や原油高等に伴う原材料費、エネルギー価格の高騰や人件費の増加など様々な要因により、市内事業者の経営は厳しい状況が続いています。	事業者が稼ぐ力を身に付けるために必要となる先進的な設備や技術等に対する投資への支援や市内における消費喚起など経済循環につながる取組を進めるとともに、経営面についてはあさご元気産業創生センター、商工会及び金融機関等と連携し、事業継続に向けた伴走型の経営支援を行います。
イ	全国的にアナログで行っている多くの業務やサービスがデジタルへ移行していく中で、導入コストがかかってくることや導入コストに見合うメリットが具体的にイメージできないことなどの理由により中小事業所を中心として対応に苦慮しています。	事業者が新たな技術や設備などを導入し生産性及び競争力を向上させるため、商工会や金融機関等と連携し、新たな技術等の導入に向けた事業者の意識啓発や支援を行います。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　多様な働き方の創出	
ア	令和６年度における本市有効求人倍率は、全国のものと概ね同程度となっており、一時の深刻な人手不足から落ち着いています。一方で、大学進学等に伴う転出による若年人口の減少は、全国的な学生優位の売り手市場と相まって、若年層の採用において市内企業は大変な苦戦を強いられています。	市内企業の魅力を高校生に伝える事業や、若年層の地元就職や定着を促進する奨学金返還支援、オンライン上での採用活動への補助などにより、次代を担う世代の朝来市への回帰や定着を進めます。
イ	人口減少に伴う働き手の減少により、多くの市内事業所が人手不足を経営上の課題として挙げています。一方で、コロナ禍を経て多様な働き方が進みつつあるほか、外国人材の雇用が進んでいます。	人口減少が進む中での働き手の確保には、より一層の女性活躍が欠かせないことから、在宅ワークや副業を始めとする多様な働き方への支援や、賃金等の男女間格差是正のための取組により、市内事業所の従業員の確保に繋げます。（施策間連携【5】【17】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③　新たな一歩を踏み出す事業者の支援	
ア	継続した起業支援の取組により、朝来市においては特に飲食やサービス業において起業がコンスタントに見られます。コロナ禍を経て起業件数は回復傾向にありますが、人口減少等により依然として厳しい状況が続いています。また、多様な働き方の増加により、起業ニーズが高まっています。	起業しようとする人の起業時に事業費の補助を行います。特に若者や移住者に対して補助を手厚くし、積極的な起業を促進します。併せて創業塾や補助金セミナー等を開催し、起業者の支援を行います。
イ	市内外に設備投資を模索する企業はあるなかで、事業者のニーズに応じて遊休地の紹介を行っていますが、市内産業団地に空き区画がないため、一定の広さを求める企業のニーズに応える必要があります。	新産業団地を整備し、域外からより多くの外貨を獲得することができる企業の誘致を目指します。

施策指標							
	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	年間廃業率	-	1.7%	1.8%	2.9%	3.3%以内	朝来市商工会報告
②	市内事業所への若年者を含む多様な人材の就業者数	—	85人/年	59人/年	50人/年	85人/年	経済振興課調査
③	新規起業件数	14件/年	12件/年	6件/年	11件/年	15件	経済振興課調査商工会調査
③	誘致事業者件数	1件/年	1件/年	0件/年	1件/年	1件/年	経済振興課調査

ありたいまちの姿	2　人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	施策コード
施策コード	【8】　まちの力になる観光の進行	
施策の概要	多様な観光資源の創出等により観光ブランド力を高め、人と人とのつながりを大切にした「おもてなし」による交流人口の拡大と、観光振興による地域経済の活性化を推進します。	【8】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　観光環境の整備・観光人材の育成	
ア	これまでも人気のある、史跡竹田城跡や日本遺産の構成要素である史跡生野銀山・神子畑選鉱場跡等の文化観光資源を始め、県立自然公園等の豊かな自然景観や風情のある町並み、伝統的な造り酒屋等、多様な観光資源を有しています。	自然、歴史、文化及び産業等、豊富で多様な観光資源を活用し、周遊型観光や体験型観光を進め、市内への観光入込客数の拡大に向け、受け入れ体制の整備と効果的なＰＲを展開します。また、デジタル技術を活用し新たな魅力の創出を進めます。（施策間連携【12】）
イ	地域に根ざした伝統・文化の体験や、地域特有の観光資源を活かした各種イベントが実施されています。	地域の伝統・文化の体験や地域特性を活かした各種イベントへの参加を新たな観光コンテンツとして活用し、新たな魅力の掘り起こしをすることにより、新たな集客につなげます。（施策間連携【12】）
ウ	老朽化が進んでいる道の駅や温泉施設等の観光関連施設は、修繕に多額の費用が見込まれます。また、施設によっては、集約・再編・施設機能の見直し等、施設の在り方を検討する必要があります。	観光関連施設については、施設の在り方を検討のうえ、年次的な施設改修や機能の集約・再編・施設機能の見直し等を実施し、効率的かつ効果的な管理運営に取り組みます。また、誰もが安心して訪れることができる環境づくりを進めます。
エ	市及び一般社団法人朝来市観光協会が主体となり、ポストコロナにおける観光ニーズの変容に対応するため、地域や観光事業者と共に、地域資源を活かした観光誘客に取り組む必要があります。また、新たな観光コンテンツを運営する人材の育成や確保をする必要があります。	観光地としての受け入れ体制の充実を図るため、観光人材やガイドの育成及び新たな担い手の確保を行うとともに、地域が一体となったおもてなし意識の向上を図ることにより、おもてなしの心あふれる観光地づくりを進めます。また、市は一般社団法人朝来市観光協会が市内の観光事業者や多様な関係者と連携して行う観光地づくりの推進を支援します。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　観光による経済波及効果・交流の拡大	
ア	ポストコロナ時代での観光需要や行動変容に加え、団体旅行より個人旅行、物見遊山より体験型の観光が求められており、発地に届く効果的な情報発信が必要です。	市場の動向や観光客のニーズを的確に捉え、国内の既存顧客に加え、若年層やインバウンドといった新規顧客をターゲットとして設定し、効果的かつ戦略的なプロモーションにより、発地に届く情報発信を行い、国内外からの観光誘客の拡大を目指します。
イ	観光消費を拡大するために、市内の観光資源をつなぎ、市内周遊や滞在につなげ観光消費を拡大するため、既存顧客及び新規顧客のそれぞれのターゲットに合わせたテーマそ設定し、観光消費を促す仕組みづくりが必要です。	市の観光資源（竹田城跡等の歴史資源、自然アクティビティ、田舎暮らしなど）をエントリーテーマとして設定し、ターゲットへアプローチすることで、市内の観光資源の周遊のきっかけづくりや、滞在時間の増加を促し、地域全体の観光消費の拡大につなげます。
ウ	市内での滞在時間や観光消費の拡大が期待できる新たな観光コンテンツの開発や掘り起こしが必要です。	地域や観光事業者と連携して新たに体験型や宿泊型の観光コンテンツの造成等に取り組み、また観光二次交通においてもドライバーズガイドの導入など新たな取組を進め観光消費の拡大につなげていきます。（施策間連携【９】【11】【30】）
エ	2025大阪・関西万博を好機とし、新規顧客としてターゲット設定しているインバウンドの誘客を進め、高付加価値な体験型観光の提供できる仕組みが必要です。	第３次朝来市観光基本計画のコンセプトとして掲げている「暮らすような旅」を体感できるコンテンツの造成や磨き上げを行うとともに、多言語対応など受け入れ体制の整備を進めていきます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③　ネットワークを活かした広域観光の推進	
ア	日本遺産「銀の馬車道・鉱石の道」推進協議会、公益社団法人ひょうご観光本部や但馬観光協議会及び北近畿広域観光連盟等、歴史や地域性でつながりのある関係市町や団体と連携し、観光客の誘客促進に取り組んでいます。	関係市町や観光関連団体と連携し、互いの強みを活かし、広域周遊観光による観光客の誘客促進に取り組みます。（施策間連携【35】）
イ	JR姫路駅や㈱パソナなど、これまでにない民間企業と連携が始まり、新たなPRの機会が生まれました。さらに、令和８年の大河ドラマ「豊臣兄弟！」を契機に、NHKや関連地域との連携が始まりつつあります。	観光集客力がある他地域の観光拠点と連携を深め、広域周遊観光により誘客を進めます。また大河ドラマに関連するプロモーションの影響力は大きいため、積極的にTV関係者や関連地域と連携を進めます。

施策指標							
指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①～③	観光入込客数（年間）	2,353千人	1,451千人	1,881千人	1,897千人	2,632千人	観光交流課調査
①～③	観光消費額（1人当たり）　市内宿泊あり	14,117円	28,125円	16,900円	21,026円	17,371円	観光交流課調査
①～③	観光消費額（1人当たり）　市内宿泊なし	2,590円	2,657円	4,850円	4,385円	2,943円	観光交流課調査

ありたいまちの姿	2　人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	施策コード
施策コード	【9】　時代にあわせた農畜産業の振興	
施策の概要	農業の担い手を確保し農地の集積・集約を進め、農産物の高付加価値化に取り組みながら供給量確保に努め、新たな市場を開拓し「儲ける農業」の実現とともに遊休農地の抑制を図ります。	【9】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　農業の担い手と農業経営体の育成・強化	
ア	市内農業者（畜産業者含む）の高齢化は顕著に表れており、2020年農林業センサスでは農業者の高齢化が県下で最も進んでいます。また、担い手も不足しており、市内の農業に係る情報発信や支援策の強化が必要となっています。	農業の担い手を確保するため、子どもの頃から農業に親しむ機会を設けるとともに、新規就農を志す者の移住定住を促進し、市内大規模農家とのマッチングなど、農業研修を行いながら育成します。また、担い手不足を解消するため情報発信や就農支援プログラムの充実を図るとともに、＊農福連携、農業体験及び＊援農等の多様な方法で農業に携わる人を増やします。（施策間連携【8】【15】【16】【21】）
イ	農業者は個々で販路を確保していますが、個々の農業者では、市場が望む出荷量を確保できないため、販路の拡大に繋がらず、一方で、高齢化等により集落営農が進まず、大規模で安定した出荷先に対応ができない現状となっています。	大規模で安定した収益が得られる販路を確保し、儲ける農業の実現を図るため、農業者のグループ化等により農業経営体の強化に取り組みます。また、学校給食と連携し地産地消の取組を進めます。（施策間連携【3】）
ウ	担い手不足の解消や農作業の効率化に向けてロボット技術やICTの開発が進んでいますが、朝来市においてはドローンなどの最新技術の導入は進んでいるものの、一部にとどまっているため、さらなる導入が求められています。	国・県や事業者等との連携を図りながら＊スマート農業やデータ活用技術の導入支援を行いスマート農業等の導入を図ります。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　遊休農地の発生抑制・整理と活用	
ア	＊農地中間管理機構を利用し、農地の貸し借りのマッチングを行い、農地の再活用と地域の取組が効果をあげているが、高齢化等により地域に担い手が少なく借り手が見つからない状況などもあり、新たな遊休農地は毎年発生しています。	各地区で策定する地域計画や、農地中間管理機構を活用し担い手への農地集積を進め、新たな遊休農地の発生を抑制します。
イ	シカ・イノシシ・サル等をはじめとする有害鳥獣による農業被害は、捕獲や防護柵整備等の被害防止対策を講じ一定の効果は発揮していますが、依然として市内各所で発生しており、農業者の経営意欲減退と遊休農地発生の一因となっています。また、被害防止対策の要となる狩猟者の確保については、高齢化や後継者不足が課題となっており、狩猟者育成や新規参入者の確保が求められています。	有害鳥獣捕獲や防護柵の整備をはじめ、高齢化に伴い減少傾向である狩猟者数の維持及び新規狩猟者の育成、被害防止対策の普及啓発等の対策を進めます。
ウ	林野化した農地の非農地判定処理による整理は進んでいるが、一方で林野化して農地として活用できない土地がそれ以上に進んでいる状況となっています。	林野化している農地について、関係機関と連携を図りながら非農地判定処理を行い、今後活用すべき農地との整理を行います。
エ	農業施設等の老朽化によって農地管理に支障をきたし、遊休農地の発生につながるおそれがあるため、地域の協力や連携強化を図る必要があります。	朝来農業振興地域整備計画と調整を図りながら再ほ場整備を行うとともに、地域と連携しながら相互理解のうえ、担い手への農地集積や集約を進めます。（施策間連携【24】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③　付加価値を高める農畜産業の経営支援	
ア	原料の供給が追い付かないなど、＊６次産業化を含めた加工出荷に関する取組が少なく、農家経営の多角化や生産物の高付加価値化が進みにくい状況にあります。	＊６次産業化の支援を行うとともに、高校・大学・事業者との連携等により、競争力のある商品の開発支援や、原材料供給のための生産力をあげるための支援を行います。（施策間連携【35】）
イ	「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」が＊日本農業遺産に認定されるなど岩津ねぎや黒大豆、ピーマン及び朝倉さんしょについては、朝来市産農産物のブランド化として認知され、若手農家の面積増加による収益増にもつながっているが、それらに続く次のアイテムが求められています。	＊日本農業遺産に認定された「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」の周知や、新たな農産物や若手農家による生産面積増加などに対応する生産流通を支援するとともに、情報発信を強化し農畜産物や生産者の魅力をPRします。
ウ	食の安全・安心に対する関心が高まっており、国が提唱する「みどりの食料システム」に伴う、環境に配慮した農法の推進や高水準の品質管理が求められるなか、本市においてもオーガニックビレッジ宣言を行い、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進めているところではあるが、農業者の＊有機JAS等の認証取得が一部にとどまっています。	オーガニックビレッジ宣言を契機とした有機農法の研修、若手農家の取組周知に取り組むとともに、有機JAS認証取得の支援により、既存農産物の地域ブランド力の向上を図ります。また、国が提唱する「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機農業産地づくりに取り組みます。
エ	市内における但馬牛飼養頭数が増加する中で、今後より一層、家畜排せつ物の処理が課題となることが予想され、堆肥の有効活用等、＊循環型農業のさらなる推進が求められています。	日本農業遺産に認定された「岩津ねぎを核とした資源循環型農業システム」による持続可能な循環型農業をさらに推進するため土づくりセンターを活用した堆肥の有効利用や＊コウノトリ育む農法等の取組を含めた耕畜連携を推進します。（施策間連携【11】）

施策指標							
指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	新規就農者数（累計）	4人	42人	49人	56人	80人	農林振興課調査
②	遊休農地面積	215ha	140ha	46.9ha	42.5ha	15ha	朝来市農業推進戦略プラン
③	朝来市全体の農業収入額	11.6億円	10.5億円	10.7億円	10.1億円	12.0億円	朝来市農業推進戦略プラン

ありたいまちの姿	2　人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	施策コード
施策コード	【10】 自然を守り活かす林業の振興	
施策の概要	未来の世代にふるさとの美しい自然・森林景観を継承するとともに、森林が有する多面的な機能の向上を図る山づくりと森林資源を安定的かつ効率的に供給できる生産体制の構築を推進します。	【10】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	① 森林がもつ多面的な機能の確保	
ア	市域の約84%を占める森林は、木材価格の低迷等により、豊富な森林資源の有効活用が十分に図られておらず、木材やその他の林産物の生産量は、近年増加傾向であるものの、資源量に比して依然として低い状況が続いています。	森林所有者、林業事業体及び木材産業関係者が一体となり、需要に応じた木材を供給する仕組みづくりを進め、植林・育林・伐採をサイクルとする持続的な林業経営の展開を推進します。
イ	不在村山主の増加等、森林所有者自らが森林整備を積極的に行う状況ではなく 、森林管理が不十分なことから、保水能力や土砂の流出抑制能力が低下し、水害や土砂災害の一因となることが懸念されます。	森林環境譲与税を活用した私有林間伐等、適切な保育を促進し、下層植生や樹木の根を発達させる森林施業を実施することで、針広混交林化等の災害に強い森林整備を推進するとともに、肥沃な森林土壌を育み、下流域に上質な水資源を供給します。
ウ	集落に近い里山林は、生活様式の変化等により手入れがされないため、住宅に被害をもたらす危険木の増加や、鳥獣生息域との緩衝帯となる機能の低下を招いています。	市民の日常生活に身近な里山の整備を推進することで、騒音や風雪害等の気象災害を防止する機能や鳥獣生息域との緩衝帯としての機能を向上させ、快適な生活環境の形成を図ります。また、森林所有者や地域住民が自ら森林整備に取り組む活動を支援します。
エ	松くい虫等の森林病害虫の被害は、緑豊かな美しい景観を阻害するとともに竹田城跡等の観光資源に悪影響を与えています。また、市内のほぼ全域に生息域が拡大したヤマビルについては、森林施業や観光で森林に入る人に吸血被害を与えています。	キャンプ場、森林公園及び史跡・名勝等に所在する森林は、市民の健康・教育的機能や文化・観光・レクリエーション機能を担うことから、枯れ松の伐倒やヤマビルの薬剤散布等を実施することで、機能の維持増進を図ります。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	② 林業の担い手の多様化と育成・強化	
ア	人工林が成熟期を迎えている中で、人工林伐採跡地に再造林がされない再造林放棄地の増加や、再造林が難しいことを理由に皆伐を控える森林所有者が多くなっています。	森林所有者の意欲向上と自力での森林整備を促進するため、研修の実施や技術支援、情報提供を行います。
イ	市内の林業事業体は、搬出間伐も近年増えつつありますが、保育間伐に依存しているところもあり、資源量に対する木材生産量は依然として少ない状況となっています。また、搬出を推進するためには、現場で施業を行う担い手の確保・育成が必要となります。	森林組合等の林業事業体との連携強化や担い手確保の支援を行うとともに、民間事業者の新規参入支援や自伐型林業グループの育成を推進することで、森林施業の加速化を図ります。
ウ	幼少期に森林・林業に接する機会は限定的であり、その解決の一手として、令和5年度以降、木育や森林環境教育の取り組みを開始しました。将来の担い手育成のためには、子どもや若者が森林や林業について学ぶ機会の創出が必要です。	新生児への木育用玩具の配布や、小学校での森林環境教育の実施等、幼少期から若者世代までが森林や林業、木材にふれる機会や学ぶ機会を増やす取り組みを進めます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③ 森林資源の有効活用の促進	
ア	適切な森林管理がなされていない森林では、生産される木材の品質が悪く、低価格で取引されるため、収益の低下を招いている状況にあります。	適切な森林管理のモデルとなるよう市行造林事業を推進し、分収契約地においては、森林所有者に利益が還元できるよう整備を進めます。
イ	林内に放置された間伐材は、豪雨時に橋りょう等に堆積することで甚大な水害を引き起こす可能性があるため、林地残材の利活用に向けた取組が必要となっています。また、林地残材の利活用推進には市内に立地する木質バイオマス発電所との連携も必要です。	林地残材等の未利用材を木質バイオマス発電の燃料として利用するための搬出支援等、林地残材の有効活用を推進します。（施策間連携【29】）
ウ	木材の需要拡大を図るため、燃料用に加えて建築用材でも地域産木材の利用拡大が求められるとともに、森林を多様な目的で利用する取り組みが全国で拡大しています。	木材の多目的利用として、木育用品の開発や薪ストーブ等の小規模な熱利用推進、公共施設の木質化等、市産材を中心に多様な利用促進を図るとともに、Jクレジット等の森林の新しい価値の創造を推進します。

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	間伐実施面積	180ha	232ha	319ha	332ha	（300ha） 475ha	兵庫県林業統計書
①	木材生産量　（素材生産量）	15,789㎥	21,660㎥	23,479㎥	29,431㎥	30,000㎥	兵庫県林業統計書
②	林業労働者数	55人	56人	50人	51人	70人	兵庫県林業統計書
③	未利用材搬出量（市内事業体）	3,799t	10,105t	4,155t	2,570t	12,000t	市内バイオマス発電所

ありたいまちの姿	2　人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	施策コード
施策コード	【11】 人の営みとともにある自然との共生	
施策の概要	特別天然記念物のオオサンショウウオやコウノトリが生息・繁殖することに代表される朝来市の豊かな自然を未来へつなぐため、第４次朝来市環境基本計画に基づき、生物多様性地域戦略の策定に取り組み、環境学習等により市民意識の高揚を図りながら、自然環境の把握・保全・再興や持続可能な活用を進めます。	【11】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　自然環境の把握・保全・再生の推進	
ア	生物多様性は世界的に注目を集める傾向にありますが、なぜ重要なのかを理解する市民の数は少ない実情があります。市民が、ひとの生存にとって必要不可欠なもの、すなわち生態系サービス（自然のめぐみ）を自分事として捉えるためには、あらゆる媒体を活用した啓発が更に必要です。	生物多様性（多様な地形、種、遺伝子）によって担保されている生態系サービス（自然のめぐみ）の「供給サービス」（食料、水、薬など）「調整サービス」（防災・減災、天敵の害虫抑制など）「文化的サービス」（癒し、レクリエーションなど）は人間にとって必要不可欠であることから、情報発信、体験活動、イベントなどあらゆる機会を捉えて各世代にアプローチできるよう啓発を行います。また、市域において得られた生物多様性に関する話題も市民に広く提供します。（施策間連携【９】【10】）
イ	身近な生物、減少が著しい守るべき生物、分布拡大を抑制する必要がある生物などを把握することが、自然環境保全・再生の第一歩です。その基礎となる市内における動植物のデータの収集が必要不可欠であり、情報収集は進みつつありますが、いまだ不十分なため生物に係る詳細な分析が困難な状況です。	各研究施設、県、市井の研究者などから情報を提供いただき一元化に取り組みます。また、市民参加型情報提供ツールとして作成した「みんなでつくる！朝来市いきもの図鑑」を活用し、市民が調査の当事者となることで、興味関心の向上を狙います。こうした活動を継続して取り組むことで、貴重な生物データの蓄積が可能となり市民が主体的に調査に取り組むことにより、貴重な生物データの蓄積につなげるとともに、生物多様性への理解を促進します。（施策間連携【９】【12】）
ウ	オオサンショウウオやコウノトリに代表されるキーストーン種（生態系の頂点に位置づく捕食者）を中心とした保全活動により、市内全体の豊かな自然の保全・再生につなげる必要がありますが、現状として具体的な活動が行われている例は少ない状況です。	オオサンショウウオにおいては、市は全国でも屈指の生息数を誇りますが、土木工事における保護制度の徹底（事前調査）や河川の連続性の確保（魚道等の自然に配慮した工法の推進）などに取り組み、更なる保全・再生活動を推進します。また、コウノトリを含む様々な生物を保全・再生するため、地域や学校や研究機関と連携した環境学習を開催します。（施策間連携【12】）
エ	自然界に大きな影響力を及ぼす海外起源の生物である特定外来生物が在来生物に影響を与え、人の生命・身体や農林水産業へも被害を及ぼしています。また、気候変動の影響も特定外来生物には有利に作用し生息域が拡大傾向にあるため、近隣市町との連携、市民からの情報提供、駆除活動の推進が更に必要です。	特定外来生物に関する具体的な駆除の方法等、適切な情報発信を行い、近隣市や市民との連携することで、早期発見や市民の適切な対応につなげます。（施策間連携【９】【12】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　自然環境の学びと活用の推進	
ア	市において、総合的に自然環境を学べる施設がありません。また、市との協働によりオオサンショウウオの保全研究を進めるＮＰＯ法人日本ハンザキ研究所においても、施設の老朽化や人材の育成等課題があります。	県から移譲をされた旧黒川自然公園センター（（仮称）朝来市自然環境保護施設）を市域における自然環境教育の中核施設として整備し、多様な主体の学びの場、人材育成の場となるよう取り組みます。（施策間連携【12】）
イ	環境教育については、将来世代への教育はもちろん、あらゆる世代の市民にとって必要です。学校における環境学習、市民講座、地域自治協議会による自然観察会、また大学や研究機関との提携による研究や再生への取組みなど様々な活動を行っていますが、更に推進する必要があります。	学校、市、地域自治協議会、大学等研究機関と連携し、様々な切り口で、市民の興味関心を深め、自然環境保全の重要性についての理解を醸成していくため自然観察会や調査活動などを行います。（施策間連携【４】【12】）
ウ	生態系サービスにおける「自然のめぐみ」は、観光業における経済活動や学術面での貢献など、豊かな自然が地域資源として活用され、産業経済にも寄与します。しかし、朝来市は豊かな自然環境を有していますが、十分に活用できていない状況です。市内の様々な観光資源については歴史的価値と共に自然的価値が存在します。豊かな自然を付加価値とすることで、観光客の満足度を更に上昇させる効果が期待できます。	また学術的な貢献についても、市民に限らず広い範囲での共有財産として高い価値を有します。豊かな自然を地域資源として十分認識し、経済活動につなげます。（施策間連携【８】【12】【７】）
エ	市民にとって、市の豊かな自然環境は、大きな価値があるにもかかわらず、日常的に存在するため、その価値の認識が低い傾向にあります。	自然観察会などを開催することで、地域の自然環境を知る、親しむ、守ることを市や市民団体、事業者などが一体となって推進することでシビックプライドの醸成を促進します。（施策間連携【１】）

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	自然環境保全の取組が進められていると感じる市民の割合	—	35.9%	35.10%	31.70%	39.90%	市民意識調査
②	環境学習に関するイベントに参加したことがある市民の割合	—	5.5%	8.00%	8.10%	9.50%	市民意識調査

ありたいまちの姿	2　人と自然が共生しながら地域で循環する産業を確立する	施策コード
施策コード	【12】 地域の誇りとなる歴史文化遺産の保存・活用	
施策の概要	地域の歴史と先人たちの営みや思いを現在に伝えるほか、＊歴史文化遺産の価値付けと適切な保護を推進することで、価値の再認識や地域に対する誇りや愛着を育むとともに、歴史文化遺産の保存・活用による地域の活性化を図ります。	【12】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　歴史文化遺産の調査と保存・整備の推進	
ア	朝来市歴史文化基本構想に基づき、市内の貴重な史跡・建造物・天然記念物等、様々な歴史文化遺産を総合的に把握し、調査研究・保護を進めています。しかしながら、人口減少・少子高齢化の進行及び文化財の保護管理者・伝承者の世代交代に伴い、地域や個人で守り伝えられている歴史文化遺産の継承が困難になっています。	歴史文化遺産の価値や評価を定めるための調査を計画的に行い、文化財指定や登録を推進するとともに、地域における無形文化財等の保存・継承の方法を検討します。これら施策を効果的に実施していくため、文化財保存活用地域計画を策定します。
イ	古代から中近世、近現代に至る市内の多くの歴史文化遺産の調査研究や評価を行うとともに、現在策定している「史跡竹田城跡整備基本計画」や「重要文化的景観 生野鉱山と鉱山町の文化的景観整備計画書」などの計画に基づいた保存整備や修理等が必要です。	「史跡竹田城跡整備基本計画」や「重要文化的景観 生野鉱山と鉱山町の文化的景観整備計画書」などの計画に基づき、保存整備が必要な歴史文化遺産のハード面、ソフト面両面にわたる制度整備等を計画的に行いながら後世に引き継ぎます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　歴史文化遺産の利活用の推進	
ア	歴史文化遺産を観光振興や経済振興に結び付け、地域活性化を目指す取組を進めていますが、観光利用により貴重な文化財をき損する例が見受けられます。そのため、観光と保全のバランスを図りながら、利活用を進めることが必要です。	歴史文化遺産について、観光部局等との情報共有を密にし、観光振興や経済振興を図るほか、地域自治協議会や関係団体と連携を図りながら、有効的な文化財の保存と活用の可能性を模索します。（施策間連携【7・8】）
イ	茶すり山古墳や竹田城跡、日本遺産の認定を受けた生野銀山・神子畑選鉱場跡等、歴史文化遺産の観光施策と連携した取組を進めています。	関係市町をはじめ、関連団体と連携した広域的な歴史文化遺産の活用を図ります。（施策間連携【8・35】）
ウ	朝来市には多くの天然記念物や特別天然記念物が存在しており、ホームページ等での発信、学習機会の提供などにより、認知度は高まっています。その反面、ＳＮＳ等による誤った情報の発信も確認できることから、正確な情報発信が求められています。	天然記念物や特別天然記念物の保護については、環境施策と連携し、新しく整備する拠点施設を活用しながら、豊かな自然環境を有する朝来市の魅力向上につなげます。天然記念物についての正確な情報発信により、保全と観光活用等、地域の活性化を図ります。（施策間連携【11】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③　歴史文化遺産の普及啓発の促進	
ア	市内の歴史文化遺産の価値を市民等への周知を図るため、埋蔵文化財センター等において地域資源を活かした特別展やイベント等を開催しているほか、学校や地域等への出前授業を実施していますが、開催回数や方法等が限られており、参加者が限定的です。	市民が歴史文化遺産の価値を再認識できるよう、学習機会の提供や出前授業といった学びの場を提供し文化財に対する興味を高め、埋蔵文化財センター等への来場を促します。また、地域と連携を図り、地域イベントへの参加協力や市民団体等の活動支援によって、市民の地域に対する誇りや愛着の醸成と地域の活性化を図ります。（施策間連携【1】）
イ	歴史文化遺産の保護、管理に対する財政面での支援が限られている一方で、朝来市の魅力を継承することの意義を伝えていく必要があります。また、人口減少・少子高齢化の進行により、これまで受け継がれてきた伝統文化行事の継承が難しくなりつつあります。	歴史文化遺産の所有者との連携を深め、効果的で所有者等のニーズや現状に応じた補助制度の拡充など、円滑な保存・整備を推進します。また、郷土芸能等の無形文化財や伝統工芸技術保持者の記録を残すため、地域の調査はもとより、関連団体や映像技術者との連携を密にするとともに、国や県、財団等の保存継承の施策を研究し、地域の伝承・育成活動への支援を図ります。

施策指標							
	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	指定・登録文化財件数	240件	242件	247件	247件	250件	文化財課調査
②	歴史文化遺産への観光入込客数	515,800人	302,500人	384,024人	427,875人	526,200人	文化財課調査
③	歴史文化遺産の学びの場への参加者数	17,500人	5,900人	9,427人	9,696人	18,000人	文化財課調査

ありたいまちの姿	3　多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	施策コード
施策コード	【14】 多様な人がつながる地域コミュニティの充実	
施策の概要	子どもから大人まで、市民一人一人が地域づくりの主役です。人と人とのつながりを大切にしながら、多様な人が参加できる地域コミュニティの充実を推進します。	【14】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	① 地域の自治力を高める地域協働の推進	
ア	地域自治協議会設立後も山間部を中心に高齢化を伴う人口減少が進む中、地域コミュニティを支える力の衰えが懸念されています。各地域自治協議会では、これまでもそれぞれの地域の特色を生かした活動が展開されていますが、引き続き地域協働の基盤として地域をよりよく変えていくための役割や取組など地域の在り方について再確認する必要があります。	自治会や地域自治協議会の在り方について、朝来市地域協働の指針に基づいた取り組みができているかを確認し、必要に応じて取り組み内容の改善を進めます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	② 身近な暮らしを支える自治会活動の支援	
ア	市民にとって最も身近な基礎的コミュニティである自治会は、人と人とのつながりが基礎であり、地域コミュニティにおいてとても大切な役割を担っています。一方で高齢化を伴う人口減少により、地域づくりの担い手の不足が懸念されているため、今後は地域住民が地域課題の情報を共有し誰でも気軽に参加できる環境づくりが必要です。	自治会活動を継続していくためには、若者や女性など誰もが活動に参画しやすい仕組みづくりを進めます。また、地域自治協議会が担い手不足である自治会を補完できるように支援するとともに、地域協働の基盤と位置づけて連携しながら地域協働を推進します。（施策間連携【16】）
イ	地域の維持・活性化等のため、自治会等が自主的な判断に基づき実施する事業に補助金を交付しています。また、自治会が管理する施設の老朽化も進んでおり、活動継続のためにも継続した支援が求められています。	地域内道路や農業用道路の整備など自治振興や地域の活性化を図るために必要な取組に対して支援を行うことにより、自治会において暮らしに必要な環境を整備します。
ウ	他地域からの移住者や外国人市民等多様な住民が地域の一員として暮らしやすい仕組みづくりが重要です。	移住者や外国人市民が地域の一員として安心して暮らせるような交流の場づくりを進めるほか、活動に参加しやすい環境づくりなどを支援します。（施策間連携【15】【17】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③ 多様な人が参加する地域自治協議会の支援	
ア	市内にある11の地域自治協議会では、それぞれの地域特性に応じた活動が展開されています。今後は高齢化を伴う人口減少の影響により地域コミュニティを維持する力の衰えが懸念される中、多様な方が活動に参画できるための仕組みづくりが重要になります。	高齢化を伴う人口減少の影響により地域コミュニティを維持する力の衰えが懸念される中、地域自治協議会が補完性の原則に基づき自治会を補完するために必要となる機能強化と、それぞれの地域特性に応じた主体的・自律的な地域運営に必要な伴走支援を行います。
イ	地域自治協議会は、その地域における役割を明確に整理し自治会や市民団体・事業者など多様な方が地域運営に参画しやすい環境づくりが重要です。また、参画者を増やしたり活動を多くの方に周知するための情報提供や情報共有が必要です。	地域自治協議会の運営や活動に、自治会や市民団体・事業者のほか、中高生などの若者や女性のなど多様な方が参画しやすい環境づくりの手法について学ぶための機会を設けます。また、参画者の増加や活動内容の周知に関する情報提供や情報共有を行います。（施策間連携【１】【４】【16】【19】）
ウ	地域自治協議会の役員や事務局職員は、参画者が固定化することなく誰もが参加しやすい環境づくりや多様な活動を育むコーディネーターとしての役割を担う必要があります。	地域自治協議会への参画者の裾野を広げるため、誰もが参加しやすい環境づくりに向けた学びや情報交換の場を設けるとともに、地域自治協議会同士が互いに学び合い、情報を共有するなどの連携を図ることにより、地域のコーディネーターとして活躍する人材育成の支援を推進します。（施策間連携【１】【４】【16】【19】）
エ	高齢化を伴う人口減少により生じる新たな暮らしに関わる課題への対応は全国的な課題です。同じ様な状況にある地域の先進的な取組事例を学ぶ機会を充実させるなど地域力の向上に向けた取組が重要です。	人口減少により同様の地域課題を抱えている近隣自治体と連携して先進的な取組事例を学ぶ機会を設けるなど、地域力の向上に向けた支援を推進します。

施策指標							
	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	1年間に自治会・地域自治協議会・市民サークル・NPO等の活動や行事に参加した市民の割合	68.70%	54.7%	39.5%	41.5%	72.7%	市民意識調査
②	1年間に自治会の地域活動に参加した市民の割合	68.70%	54.7%	39.50%	41.50%	72.70%	市民意識調査
③	1年間に地域自治協議会が行った活動や行事に参加した市民の割合	36.10%	21.6%	27.00%	32.80%	40.10%	市民意識調査

ありたいまちの姿	3　多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	施策コード
施策コード	【15】 まちの仲間になる移住定住の推進	
施策の概要	朝来市での豊かな暮らしや、生き生きと活動する魅力的な人々に魅せられ、まちの新たな一員としての暮らしを希望される方々のために、地域が一体となった受入体制の充実や出会い・仲間づくりの場の創出等、移住定住を推進します。	【15】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	① 地域と進める移住定住の推進	
ア	空き家バンクや体験住宅の運用においては、移住者と地域が共に定住後の安心した暮らしが出来るように入居前に地域との面談の機会を設けており、移住定住者の確保につながっています。所有者に対して物件の状態が良いうちに登録をしていただけるような周知と空き家バンク利用者の確保に向けたさらなるPRが必要です。	移住希望者の様々なニーズに応じることが出来るよう、地域や不動産事業者と連携し、空き家バンク登録を推進します。また、「あさご暮らし体験住宅」や「定住促進住宅」の利活用を推進し、定住に向けた支援を行います。（施策間連携【14】【24】）
イ	住宅取得や空き家改修に係る補助金により、若者・子育て世代における住宅の確保を支援し、若年層の移住定住が促進されています。近年は都市部も移住施策を展開しており、今後は地方の魅力を情報発信する工夫が必要です。	都市部での生活との差別化を図るため、子育て支援施策のみならず、農業や起業、住宅関連の支援施策など、関連部局が連携した情報発信を強化します。 また、「あさご暮らし体験会」などの移住イベントの開催や都市部の移住フェアに出展し、朝来市の人や暮らしの魅力を発信します。 （施策間連携【７】【９】【27】）
ウ	移住サポーター制度や地域との面談などにより、移住者に対して地域の情報提供や相談対応を行っていますが、移住制度を活用せず転入している世帯への支援が不十分であり、地域とのつながりが希薄化しないような取り組みが必要です。	移住から定住に繋げるため、地域等と連携し、地域とのつながりづくりを支援します。また、転入手続きの際や市HPで、必要な情報の提供を行い、移住者の不安や孤立の解消に向けた支援を行います。（施策間連携【14】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	② 出会いの場づくり	
ア	未婚の男女における出会いの機会の創出やコミュニケーションスキルの向上を図るため、市主催の婚活事業を実施しています。大規模婚活イベントは、結婚や婚活に対する前向きな印象を持っていただくための機会として効果がありますが、個々に対するマッチングの支援も充実させることが必要です。	参加者を確保しつつ、マッチングに繋がりやすい事業内容とするため、兵庫県などと連携し、先進事例を取り入れた事業内容を研究します。情報発信においては、近隣自治体との連携を図ります。
イ	民間の事業者が実施する婚活イベントを支援しています。出会いの機会の創出に繋がる多様な取り組みが民間主体で広がるよう、制度のさらなる周知が必要です。	未婚男女交流支援事業助成金を活用し、民間事業者による、参加者のニーズに応じた効果的なイベントの実施を支援します。また、利用主体が広がるよう制度の周知を図ります。

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	朝来市の移住支援制度を利用して転入した人数（4年度間平均）	109人（H26～H29平均）	128人（H29～R2平均）	116.5人	112.3人	128人（R8～R11平均）	市民協働課調査
②	年間婚姻数（4年間平均）	136組（H26～H29平均）	134組（H28～R1平均）	109.5組	92.3組	135組（R8～R11平均）	人口動態調査

ありたいまちの姿	3　多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	施策コード
施策コード	【16】 まちを応援する関係人口の創出	
施策の概要	地域づくりの担い手不足という課題に直面している中で、地域の人々と多様に関わりながら、様々なまちづくり活動を応援する＊関係人口の創出・拡大を進め、地域活力の向上を図ります。	【16】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	① 地域とつながる関係人口の創出	
ア	地域と多様に関わる関係人口は地域づくりや地域の活性化において重要な役割を果たします。さらなる関係人口の創出や二地域居住の意義についての理解を深めるためにも、現行の取組以外の事業展開も検討していくことが必要です。	市民の中で関係人口創出や二地域居住の意義や成果について理解を深めるための周知を行うとともに、新たな仕組みや有益な方法を研究し、関連課と連携しながら横断的に取り組みます。（施策間連携：【９】【14】）
イ	多様な形で地域と関わり、関係人口の創出と地域の活性化に向けた「おためし地域おこし協力隊」事業を展開しています。また、関係人口の創出として都市部に住む市出身者との交流を充実させる必要があります。	引き続き関係人口創出につながる有益な事業として、回数や内容のブラッシュアップを行いながら取り組んでいきます。
ウ	首都圏一極集中や地方部の人口減少が進む中、地方にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住」など多様なライフスタイルに対するニーズが高まっており、二地域居住に関心を持つ方に対する効果的な情報発信が必要です。	空き家バンクや体験住宅について、二地域居住としての活用に繋げられるよう都市部の移住フェア等での情報発信を行います。また、二地域居住等の更なる促進に向けた調査研究に取り組みます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	② まちの活力になる国内交流の推進	
ア	友好都市である壱岐市との相互訪問や地域の特産品販売を通じた文化交流を展開していますが、朝来市の一部の地域との交流に限定されており、全市的な活動につなげていくことが必要です。	関係市町との相互訪問や経済活動等、多様な地域間交流を全市的に展開することで、歴史や文化を再認識することにつなげ、地域力の活性化を図ります。
イ	東京あさご会では、ふるさとの情報発信や人々のつながりを大切にした交流活動の実施など、定期的な交流が続いていますが、東京あさご会は若年層の参加が少ないほか、東京以外の地域で出身者等がつながる機会や組織がありません。	東京あさご会の取組を通して、市外在住の朝来市出身者等との関わりを大切にすることで、ふるさとを愛する気運を高め、朝来市を応援する活動を行ってもらうことにつなげます。またSNSによる情報発信や、都市部在住の若年層の交流の場づくり等により朝来市とつながることができる取組を進めます。

施策指標							
	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	関係人口を交えた活動が行われていると感じる市民の割合	－	24.7%	19.7%	21.9%	28.7%	市民意識調査
②	関係自治体等との国内交流が推進されていると感じる市民の割合	－	20.9%	19.10%	21.10%	24.90%	市民意識調査

ありたいまちの姿	3　多様なつながり・交流を育み、地域力をより高める	施策コード
施策コード	【17】 未来につながる多文化共生の推進	
施策の概要	地域に暮らす外国人市民が地域社会の一員として、ともに生きていく※多文化共生社会を実現するため、相互理解を深める交流や体験を通じ、市民の国際理解を高める取組を進めます。	【17】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	① ともにつくる多文化共生の推進	
ア	在留資格など外国人の就労に関する国の方針が見直され、中・長期にわたり外国人材を雇用することが可能となることから、家族で移住する外国人が増加しています。そのため、外国人市民が地域や職場、学校等で孤立することなく、安心して暮らすことができ、共に活躍できる地域づくりが必要となります。	国籍や文化の違いを理解し、お互いを尊重し合い、共に暮らす生活者、地域住民として外国人を受け入れる多文化共生のまちづくりを進めます。 また、共に住みよいまちを築くため、外国人市民の意見を反映した市の基本的な方針を策定し、取組を推進します。【施策間連携７、14】
イ	外国人市民が地域住民とコミュニケーションをとり、安定した社会生活を送るためには、一定の日本語力が必要となります。「あさご日本語教室」は、日本で生活する上で必要な日本語及び地域・文化等を市民（ボランティア支援者）から学ぶ場となっているが、外国人を雇用する事業所や外国人市民のニーズも多岐にわたることから課題も多くなっています。	子どもから大人まで、日本語学習を必要としている外国人市民のニーズを把握し、日本語学習支援者や登録日本語教師などの人材の確保・育成などを含めて、様々な方法で学習機会を提供する取組を進めます。 また、地域で暮らす人々が国籍に関わらず円滑にコミュニケーションがとれるように「やさしい日本語」の普及に取り組みます。【施策間連携３】
ウ	在住外国人が安心して暮らすことができるよう、まちの情報を多言語に対応する必要があります。	相談体制の整備や、それぞれのライフステージごとに情報提供、オリエンテーションを行うことが必要となることから、生活情報などの多言語による情報発信を行います。 また、相談や通訳の対応などを含め、外国人市民の生活上の困りごとに対応し、適切な支援につなげる専門性を持つ多文化共生コーディネーター機能を併せ持つ相談窓口などの環境整備を進めます。【施策間連携25】
エ	日本人と外国人市民が相互理解し、共に地域で暮らす仲間として受け入れるためには、お互いを知るための交流が必要です。また、若者も含めた幅広い世代間の交流が必要となります。	地域での相互理解を深め、多文化共生を推進するため、朝来市連合国際交流協会や地域と連携し、あさご日本語教室等を通じて、外国人市民と地域との交流の場づくりを進めます。【施策間連携14】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	② グローバル社会に向けた国際交流の推進	
ア	これからのグローバル社会において、国際交流はますます重要性を増しており、姉妹都市交流は、地域レベルでの国際交流を促進する有効な手段となっています。	国際交流員を配置し、姉妹都市交流をはじめとする国際交流活動を専門的な知識とスキルで支援します。 また、姉妹都市等との交流をはじめ、日本語教室や中高生の海外派遣・受け入れ事業等を通じて、市民の国際理解を高める機会づくりを進めます。
イ	旧町単位にある国際交流協会は、それぞれの地域における活動を推進しており、市民レベルの多文化共生推進活動を行っていますが、市政20年を経て地域の状況や会員の意向を踏まえて組織及び活動の見直しを含む協議検討が必要となっています。	個々の協会の取組を朝来市連合国際交流協会の取組へシフトするため、組織及び活動の見直しを含む協議・検討を進めます。
ウ	グローバルな視点をもった市民を育成するため、中高生の海外派遣や受け入れ事業等の取組が必要となっています。	朝来市連合国際交流協会等と連携し、中高生の海外派遣と受け入れ事業に取り組み、学びの機会の創出を進めます。

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	在住外国人と地域とのつながりづくりが進められていると感じる市民の割合	—	19.1%	15.5%	15.7%	23.1%	市民意識調査
②	国際交流において多様な文化に触れる機会があると感じる市民の割合	—	11.6%	9.0%	10.9%	15.6%	市民意識調査

ありたいまちの姿	4　誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	施策コード
施策コード	【18】 一人一人が地域とつながる地域共生社会の実現	
施策の概要	誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、人と人、人と地域にある様々な資源が世代や分野を超えてつながり、市民一人一人が生きがいを持って暮らすことができる地域共生社会の実現を推進します。	【18】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	① 誰にも居場所がある地域共生社会の実現	
ア	高齢化や人口減少の進行、核家族化、人とのつながりの希薄化など、これまでの血縁・地縁・社縁などの機能が低下し、社会的孤立を背景として福祉ニーズが多様化・複雑化（ひきこもり、8050問題、ゴミ屋敷、ヤングケアラー、生活困窮等の問題）しています。人と人、人と社会がつながり支えあう取組が生まれやすいような環境を整え、自分の特技や強みを活かし過ごせる居場所や役割を持つことができる地域共生社会の実現が求められています。	地域共生社会の実現に向けては、地域住民や地域のあらゆる関係者が、どのような地域でありたいか、どのように地域づくりをしていくかなど、話し合う場づくりを進め、子どもから高齢者、障害の有無に関わらず全ての人々が、地域の中で安心して過ごせる場や生きがいと役割を持つことができるよう、人と人とつながりや社会参加の機会を生み育む多様な活動を、福祉分野のみならず分野を超えて行政と市民、地域、団体、企業など多様な主体との協働しながら、地域づくりを推進します。（施策間連携【14】【19】【20】【21】）
イ	地域では人と人とのつながりが希薄になり、地域の中で困りごとに気づきにくく、相談や支援が届かず孤立するケースが見受けられます。周囲の人の困りごとに気づける存在を地域の中で増やしていくことが必要です。	民生委員等の地域福祉に携わる方への活動支援や、朝来市社会福祉協議会等との協働で地域における福祉活動を推進するとともに、住民同士がお互いに気遣える関係づくりを進め、地域の中の支えあう力を向上させ、地域から誰も孤立させない見守り体制や地域づくりを支援します。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	② 関係機関との連携による地域福祉の推進	
ア	民生委員・児童委員やボランティアなどの地域を支える人材・団体が不足しています。民生委員・児童委員等の地域のキーパーソンのみに負担が集中しないよう地域の実情に合わて、見守りや相談支援へのつなぎ役を増やす取り組みが必要です。	地域を支える人材育成を図るとともに、住民が互いに、支え・支えられる関係が循環する環境の構築を支援します。住民同士の緩やかなつながりの中で、生きづらさや悩みを抱えた人を早期に発見し必要な支援につなぐとともに、一緒に社会参加のための活動をするなど、地域で孤立させないよう、地域と行政、支援関係者をつなぐパイプ役として民生委員・児童委員や地域自治協議会、コミュニティサポーターなどと連携し、誰も孤立させない地域の見守り体制を構築します。（施策間連携【14】）
イ	民生委員・児童委員は、福祉委員や民生・児童協力委員と連携しながら、地域における福祉の相談窓口として活動を行っています。地域で気づいた孤立や悩みを抱えた人の相談を受けとめ、地域住民が主体となり、必要な専門職や関係機関と協働して悩みや問題を解決していくことも必要です。しかし、地域課題を住民や民生委員等、自治会、地域自治協議会等と共有する場がなく、地域課題の解決に向けた行動につながりにくい状況です	民生委員・児童委員等が把握した地域課題等を、地域のキーパーソンや専門職等の関係者が地域の中で共有する場を設けるとともに、行政や専門職、関係機関と連携し、地域の人材や資源の活用をしながら、地域住民が主体となって課題解決に向けた取組ができるよう支援します。
ウ	住民の抱える悩みや課題は、多様化・複雑化してきています。課題の解決に向けては、福祉の支援関係者だけでなく、地域や福祉以外の関係者が分野の枠組みに縛られず、個々に応じた相談支援の対応が求められています。	行政や関係機関がその専門性を活かしつつ、分野横断への意識向上と分野を横断した相談支援体制を構築します。市民の複雑化・複合化した課題に柔軟に対応できるよう、地域の支援ニーズに現状や地域の課題等を踏まえ、福祉関係者や福祉以外の関係者などが連携し包括的な支援体制の構築を進めます。（施策間連携【19】【20】【21】）

施策指標							
指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	友人や地域の中で、気軽に相談したり頼れる人がいる市民の割合	—	54.8%	69.2%	54.4%	58.8%	市民意識調査
②	民生委員・児童委員、福祉委員、民生・児童協力委員活動回数	41,234回	36,028回	36,666回	41,118回	41,500回	社会福祉課調査
②	地域で開催する地域課題を共有する場や課題解決する場に民生委員・児童委員が参加した回数	—	—	19回	22回	22回	社会福祉課調査

ありたいまちの姿	4　誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	施策コード
施策コード	【19】 地域みんなで安心できる子育て環境の充実	
施策の概要	誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、地域、認定こども園・保育園、事業者及び行政等が一体となって妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に取り組むとともに、地域ぐるみで全てのこどもの笑顔をみんなで喜びあえる環境づくりを推進します。	【19】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　家族・子どもに寄り添う子育て環境の充実	
ア	全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。	「こどもまんなか社会」を目指すため、こども・若者、子育て家庭の意見を尊重しながら「朝来市こども計画」を策定・推進することで、こども・若者が尊厳を重んぜられ、自分らしく希望に応じてその意欲と能力を生かすことができるようになるとともに、未来を担う人材を社会全体で育む環境づくりを進めます。
イ	子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化や地域のつながりの希薄化等により大きく変化し、子育てにおける負担や不安、孤立感が高まっている状況であり、社会全体でこどもや子育てへの支援が必要です。	子育て家庭を取り巻く環境について周知を図り、社会全体でこどもや子育てを見守り、支援する機運を高めます。また、ファミリー・サポート・センター事業の充実のほか地域でこどもを育む活動を促進します。
ウ	子育て家庭の就労環境は、働き方の多様化や共働き世帯の増加などにより大きく変化しています。保護者の多様なライフスタイルに対応し、安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりが求められています。	保護者が子育てをしながら多様で柔軟な働き方が実現できるよう、事業者に対して有給休暇の取得の推進等、職場環境の充実に向けた取組みの協力と理解促進を図るとともに、放課後児童健全育成事業、子育て家庭ショートステイ、病児保育等の実施による子育て支援の充実を図ります。（施策間連携【７】）
エ	認定こども園・保育園で教育と保育を一体的に提供し、保育料の軽減や、多様な子育て支援を実施していますが、より細やかな子育て環境の整備や支援が求められているとともに、認定こども園等の職員確保が課題となっています。	認定こども園・保育園では、家庭と地域が連携を図りながら、一体となって教育と保育を行うとともに、保育料軽減の拡充について検討します。また、多様な子育て環境に対応するため、「こども誰でも通園制度」実施の体制整備や、園職員の確保を図ります。
オ	子育て支援の充実を図るため、子育て関係施設の必要な整備・修繕を行い、良好な環境を維持することが必要です。	子育て関係施設については、こどもたちが安全・安心に利用できるよう、計画的に整備・修繕等を行います。また、私立園については、引き続き、必要な支援を行います。 （施策間連携【３】）
カ	子育て家庭に幅広い子育て支援施策の周知を図るため、子育て家庭のニーズや状況に応じた分かりやすい内容や方法で情報発信することが求められます。	子育て家庭のニーズに合わせた子育て支援サービスの情報を提供し、各種事業への参加につながるきっかけづくりとするとともに、子育てにおける不安の解消につなげます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目ない支援	
ア	出生数は減少しているものの、社会的・身体的ハイリスク妊産婦等、配慮を必要とする妊産婦の割合が増加していることから、妊産婦の健康管理を強化し、安心して妊娠、出産、子育てができる体制整備と継続した支援の充実が必要です。	妊娠から出産、子育ての不安を解消するため、妊婦健康診査や産婦健康診査の費用助成等、妊産婦の経済的負担を軽減し、妊産婦やこどもの健康管理を支援します。また、全ての妊産婦が安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりを推進するため、産後ケア事業や産婦人科・小児科オンライン相談等個別のニーズにあわせたサポート体制を整えます。（施策間連携【22】）
イ	発達に課題を抱えるこどもや医療が必要なこどもなど、配慮を必要とするこどもの割合が増えています。また生活習慣に課題のある子育て家庭も見受けられ、生活習慣の乱れはこどもの成長発達へ影響することから、こどもたちが健やかに成長できるよう医療・保健・福祉・教育機関等と連携した支援体制が必要です。	こどもたちが健やかに成長できるよう、こどもの発育・発達段階に応じて乳幼児健康診査、訪問指導、育児教室等の母子保健事業を実施するとともに、医療・保健・福祉・教育機関等との連携を強化し、配慮を必要とするこどもの早期発見と、こどもたち一人一人の特性にあわせた適切な支援を行います。（施策間連携【３】・【21】）
ウ	こどもの成長や子育てをめぐる負担や不安、孤立感を抱く妊産婦や子育て家庭が増えているなか、子育て環境の変化や多様化するニーズに対応した支援体制の強化を図っていく必要があります。	令和６年度に新設されたこどもの総合相談窓口である「市こども家庭センター」の周知を行うとともに、全ての妊産婦や子育て家庭及びこどもへの支援体制を充実・強化し、妊娠期から子育て期にわたって、切れ目のない相談及び支援を行います。また、地域や関係機関との連携により、子育ての仲間づくりや子育て支援ネットワークづくりを推進します。（施策間連携【18】【22】）
エ	不登校やこどもの貧困、ヤングケアラーなど、こども・若者や子育て家庭をめぐるさまざまな課題が深刻化しており、子育てに困難を抱える家庭への支援が求められています。	子育てに課題や困難を抱える家庭やこども・若者がＳＯＳを発信できる相談窓口を周知するとともに、こども・若者の一体的な支援のため関係機関との連携や支援体制の強化を図ります。また、アンケートや対話等により配慮を必要とする家庭の把握を行い、個々のニーズに応じた適切な支援へつなぎます。

施策指標							
指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①～②	朝来市で子育てをしたいと思う者の割合	98.0%	97.1%	94.4%	94.7%	96.70%	３か月児、１歳６ヶ月児、３歳児健診対象者アンケート
①	12歳以下のこどもを養育している市民の内、保育サービスや子育て支援が充実していると感じる市民の割合	61.40%	63.6%	55.5%	54.8%	68.1%	市民意識調査
②	妊娠・出産について満足している者の割合	85.30%	84.8%	92.5%	92.2%	92.5%	３か月児健診対象者アンケート

ありたいまちの姿	4　誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	施策コード
施策コード	【20】 いつまでも自分らしく活躍できる高齢社会の実現	
施策の概要	高齢者が住み慣れた地域で健康で幸せに暮らせるよう、地域で支え合い、一人一人が生きがいと役割を持ち、介護や療養が必要になっても自分らしく暮らしていくことができる地域社会の実現を推進します。	【20】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	① 地域で支える高齢者の健康と生きがいづくり	
ア	高齢者に対する就業促進、社会参加、地域での役割等を通して積極的に活動していただくことが求められており、希望に応じ多様な取り組みができるよう支援が必要です。また後期高齢者の生きがいづくり元気づくりにつながるよう自身にあった社会参加、役割づくりなど継続できることが大切です。	朝来市シルバー人材センターや老人クラブ、朝来市健康福祉大学の活動等を支援することで、就業の促進や社会活動の機会の継続支援を行います。また、地域自治協議会や地域で行われる様々な活動等の推進と合わせて、高齢者の社会参加促進や生きがいづくり元気づくりを支援します。（施策連携【７】【14】【18】【23】）
イ	主に介護予防を目的とした、いきいき百歳体操や地域ミニデイ等住民主体の取組みの継続に向けた支援が、高齢者の見守りや支え合いの推進につながっていますが、実施できない地域や参加者が減少している地域があることから、継続した取組みにつながるよう開催地域の広域化や移動の支援の検討をし、また、これらの取組みについて引き続き普及啓発していくことが必要です。	地域で行ういきいき百歳体操や地域ミニデイ等の活動は、取り組みが継続されるよう引き続き支援を行うとともに、地域自治協議会が主体となって活動する元気アップいこいの場事業など、やや広域的でかつ若者など多世代が交流できる活動として充実させるとともに、そこに通うための移動手段について研究をすすめます。また、このような集いの場でフレイル予防、介護予防について高齢者が実践できるよう普及啓発します。（施策連携【18】【30】）
ウ	高齢者の健康づくりを推進するため、高齢期の健康推進や病気の予防、転倒骨折予防等に関する正しい知識を普及するとともに、フレイル予防に対しても切れ目のない継続した健康行動がとれるよう支援の必要があります。	地域でおこなう自主活動　いきいき百歳体操や地域ミニデイ活動の場を通して、健康づくりやフレイル予防に関する講話をおこない、正しい知識の普及をし、高齢者ができるだけ病気やけがで要介護状態とならないように支援します。（施策連携【18】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	② 高齢者が安全・安心に暮らせる仕組みづくり	
ア	一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯さらに身寄りがないと思われる高齢者などが少しずつ増加すると予測されます。地域全体の見守り体制の充実や、生活支援、移動支援、緊急時の体制づくりなど、高齢者が安心して暮らせる体制づくりが望まれます。	一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯及び認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や介護・福祉、商工業、金融機関等が見守るなど、地域包括ケアシステムの推進を目指し、身近な地域で顔の見える関係者が総合的に支え合うことができるよう取り組みます（施策連携【18】）
イ	高齢者が介護等の支援を必要とする状態になっても、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、住みやすい環境づくり、生活支援サービスや介護サービスの充実を推進していく必要があります。	支援が必要な高齢者に住みやすい環境を提供するための住宅改修等の住環境の整備や、安心して在宅で生活ができるよう通院等の費用を助成する外出支援サービスの充実のほか、一人一人の状況に応じた生活の支援や介護保険サービスを適切に提供できるよう取り組みます。
ウ	高齢者世帯の増加は、要介護状態や認知症になった場合に老々介護や子どもが遠距離を移動して世話をする、というような状態が生じやすい状況です。また、身寄りがなく暮らしている一人暮らし高齢者等の権利擁護をすすめる必要があります。	高齢者虐待予防の視点で、医療や介護サービスの適切な利用をすすめるとともに、必要な人が成年後見制度を適切に利用できるよう支援することで、高齢になっても安心して暮らせるような取り組みをすすめます。

施策指標

指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	要介護認定（要介護1から要介護5）を受けていない高齢者の割合	85.80%	85.9%	85.7%	85.9%	86.0%	高年福祉課調査
②	高齢者が安全・安心に暮らせていると感じる市民の割合	—	43.8%	42.0%	38.0%	47.0%	市民意識調査

ありたいまちの姿	4　誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	施策コード
施策コード	【21】 障害のある人の居場所と役割がある自立支援の充実	
施策の概要	障害のある人もない人も分け隔てなく、地域の中で人と人がつながり、お互いの存在を認め合い、自分らしく暮らせる地域づくりを推進します。	【21】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	① みんなで支える障害のある人への生活支援	
ア	障害のある人の福祉に関する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報提供や障害福祉サービスの利用支援等を行う相談支援事業所数は横ばいであり、相談希望者数に対して相談支援専門員は不足している状況です。	障害があっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生活支援や就労支援等の福祉サービスの充実を図るとともに、相談支援専門員の増員や個々の相談能力の向上等、相談支援体制の充実を図ります。（施策間連携【18】【19】）
イ	市内の福祉サービス等は一定程度は充実してきているものの、重度障害のある子ども及び医療的ケアが必要な子どもに対するサービス並びに障害のある子どもへの療育を行う放課後等デイサービスは充分とはいえない状況です。	障害のある全ての人が個人の尊厳にふさわしい日常生活や社会生活が営めるよう、必要な福祉サービスを提供するとともに、特に障害のある子どもに対する支援体制の充実を図ります。（施策間連携【19】）
ウ	障害の状況により、防災情報といった暮らしに必要な情報が伝わりにくい等の課題があるため、困難を抱えた情報弱者への対応が必要です。特に在宅で支援が必要な重度障害のある人の災害等発生時の個別対応等を事前に決めておく必要があります。	障害のある人が日常生活をより快適に、安全・安心に過ごすため、日常生活用具の給付やコミュニケーション手段の充実を図っていくとともに、災害における情報伝達や避難支援等、地域での支援体制づくりを進めます。（施策間連携【25】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	② 障害のある人の個性を伸ばし活かす社会参加の促進	
ア	障害のある人が、それぞれの障害や体調にあわせて自分のペースで働く準備をしたり、就労訓練を行ったりする等、職業生活の自立と安定に向け、受け入れ先の充実を含めた機会づくりが必要です。	障害のある人の社会参加促進・自立を支援するため、就労支援サービス事業所や市内外の事業者とも連携し、障害のある人が社会活動へ参加しやすい環境整備や就労機会の充実を図ります。（施策間連携【９】）
イ	精神科への長期入院や施設入所している障害のある人に対し、地域生活への移行支援が推進されており、退院や退所に向けた住居確保や地域での受入等の支援体制づくりが必要となっています。	障害のある人が住み慣れた地域で自分らしく地域生活が送れるよう、地域での障害に対する理解を深め、グループホーム等の住居支援の充実や地域の受入等の支援体制づくりに向けた取組を推進します。
ウ	障害者差別解消法に基づく、障害のある人への不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人が困っている際、社会の中にあるバリアを取り除くために支援する＊合理的配慮の提供は、行政機関のみならず事業者にも求められています。	障害のある人もない人も分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合う社会をつくっていくため、社会の中にあるバリアを取り除く環境整備を関係者等と連携して進めるとともに、障害者自立支援協議会や手話施策推進委員会からの意見等を反映した取組を推進します。（施策間連携【7】【18】）

施策指標							
指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	障害福祉サービス利用申請者数	353人	309人	311人	301人	310人	社会福祉課調査
②	就労継続支援B型や地域活動支援センターを利用した人数	98人	111人	140人	139人	140人	社会福祉課調査

ありたいまちの姿	4　誰もが居場所や役割を持ち、健幸で心豊かな暮らしを実感できる	施策コード
施策コード	【23】　こころとからだが幸せになる健幸づくりの推進	
施策の概要	市民一人一人の健康づくりへの意識の高揚を図るとともに、自身が主体となって健幸づくりができるよう、また、地域住民や職場の仲間等とのつながりを持ち、心身ともに健康で生きがいを感じ心豊かに暮らすことができるよう推進します。	【23】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　病気の予防とこころの健康づくりの推進	
ア	健康増進法や朝来市健康増進計画・食育推進計画に基づき、生活習慣病の予防と改善、望ましい生活習慣の定着及び健康意識の向上に向け、健康教室の実施やケーブルテレビ、市のホームページに加え、市公式LINE、ＳＮＳ等も活用した周知・啓発を行っています。しかし、健康づくりに取り組む市民の割合は減少傾向にあり、健康づくりの積極的な実践にはつながっていない実態があります。	地域自治協議会や事業者と連携し、より身近な環境で仲間と一緒に健康づくりに取り組める環境を整えるとともに、ICTの利活用などにより、健康に関心の低い市民が健康情報などに触れやすい環境をつくり、健康づくりの実践につなぎます。
イ	健診（検診）については、受診につなげる広報の工夫やオンラインでの健診(検診）申込み、健診受診費用の一部助成及び休日健診（検診）の実施など受診しやすい環境づくりを行ったことにより、特定健康診査受診率は上昇していますが、各種がん検診の受診率は横ばいの状況です。より一層、未受診者対策及び要精密検査未受診者への受診勧奨を行うとともに、医療機関等と連携を図り、検診体制の確保もする必要があります。	各種健診の未受診者や未継続受診者対策として、健診（検診）の受診勧奨や休日健診（検診）の実施、受診費用の一部助成を含めた受診しやすい環境づくりに継続して取り組むとともに要精密検査判定となった市民が受診につながる取組を推進します。また市民が、定期的な健診（検診）受診とその結果に基づく食生活や運動の実践ができるよう、朝来市医師会等との連携を図りながら積極的な啓発と保健指導を実施します。
ウ	自殺対策基本法や朝来市自殺対策計画に基づき、自殺死亡率の減少に向けて各種関係機関等と連携しながら相談窓口の積極的な周知を行うなど、自殺対策を推進してきました。自殺死亡率は、コロナ禍に増加し、その後減少していますが、但馬地域内で比較すると多い状況です。社会の価値観の変化にともない、悩む人がSOSを発信しにくく、また周りの人がSOSに気づけない可能性があることから、引き続き幅広い世代に相談窓口に関する情報の周知・啓発の徹底や自殺予防の知識の普及啓発を強化する必要があります。	自殺対策基本法や朝来市自殺対策計画に基づき、各種関係機関と連携し、幅広い世代を対象に、自殺予防に関する正しい知識の普及啓発の強化や＊ゲートキーパーの養成及び相談支援体制の強化を図ります。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　地域・事業者と進める健幸づくり	
ア	「健幸づくりポイント事業」を通じて個人の健康づくりを支援し、少しずつ利用者が増加していますが、若い世代の参加者が少ない状況にあります。自身の状態にあわせた健康行動をとれ、生涯を通じて個人だけでなく家庭・地域・職場を含めた仲間とともに楽しみながら実践・継続できる支援や仕組み（健幸づくり）が必要です。	「健幸づくりポイント事業」のデジタル化をすすめ、若い世代が取り組みやすい仕組みや機会づくりに取り組むとともに生活習慣の改善や運動習慣の定着、各種健診（検診）の受診を推進します。また朝来市健幸づくり条例に基づき、市民が自らの健康に関心を持ち、積極的に自身の状況に合わせた健康行動がとれるよう知識の普及啓発を行うとともに、関係部署・関係団体と連携して体験や実践ができるような支援や仕組み（健幸づくり）に継続して取り組んでいきます。（施策間連携【４】）
イ	事業者や地域自治協議会と協働し、身近なところで仲間とともに参加できる健康教室を開催する等、健康づくりの取組の支援を行っていますが、事業所や地域が主体となった積極的な健康づくりの取組は少ない状況です。職域や地域等の仲間とともに健幸づくりを実践できるよう、職域、地域、行政等の関係機関が連携して取り組んでいくことが求められます。	職域、地域が健幸づくりに取り組み、継続することで、生涯にわたり生きがいを感じ健やかで幸せに暮らすことができるよう、職域や地域のニーズを把握しながら、事業者、地域自治協議会及び学校・園等と協働し、地域社会全体で取り組む環境づくりを継続してすすめます。（施策間連携【２】【４】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③　みんなで取り組む感染予防対策	
ア	伝染の恐れがある疾病の発生、まん延及び重症化を予防するため、市内医療機関や契約医療機関と協力し、安全に予防接種を実施しています。予防接種の種類等が年々複雑化しており、保護者が適切に管理することが難しくなっていることから、予防接種事故を防ぎ、安全で効果的に接種するために、市が導入している母子手帳アプリを活用するなど適切に接種できるよう支援の充実が必要です。また朝来健康福祉事務所管内では毎年数名の結核の患者が新規登録され、新規患者に占める高齢者の割合が高いことから、結核検診事業に引き続き取り組む必要があります。	感染症及び予防接種を取り巻く状況が年々変化している中、法改正等を確認しながら、円滑な実施に向け予防接種体制を整備するとともに、市民に疾病や予防接種制度の理解が得られるよう周知を徹底し、予防接種率の向上を図ります。また医療機関や関係機関と連携し、感染症に関する情報提供を行うとともに結核検診事業に取り組みます。
イ	国や県の感染症発生状況の情報収集に努め、医療機関や関係機関と連携し、感染症の拡大防止に努めるとともに市民への速やかな情報提供と感染予防についての普及啓発を行っています。また、感染症の発生やまん延時は、医療機関、関係機関等と調整しながら対応できる体制整備を進めてきましたが、今後も緊急対応を必要とする感染症の発生が懸念され、感染症予防に関する的確な情報提供と対応できる体制の強化が必要です。	国や県の感染症発生状況の情報収集に努め、市民への感染症予防に関する的確な情報提供を行うとともに、緊急対応を必要とする感染症の発生やまん延時に対応できるよう医療機関や関係機関と連携するなど、体制の強化を図ります。

施策指標							
	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	健康づくりに取組んでいる市民の割合	―	59.9%	57.9%	56.8%	63.9%	市民意識調査
②	地域自治協議会が主体となった健康づくりの実践回数	127回	99回	93回	87回	132回	健幸づくり推進課調査

ありたいまちの姿	５　市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	施策コード
施策コード	【25】　日頃からみんなで備える災害に強いまちづくりの推進	
施策の概要	近年、大規模化・多発化する自然災害に備え、＊地区防災計画策定支援等の自主防災組織への活動支援や一斉避難訓練の実施等により、市民の防災知識の普及や防災意識の高揚に努め、地域防災力の向上を図るとともに、誰もが防災情報を確実に受け取れる方法を確立します。	【25】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　安全・安心な防災体制の整備	
ア	地震や洪水等により危険が切迫した状況において、市民等の生命の安全を確保するための避難について、平時から備えることが大切ですが、その避難行動の認識については個人差があることから、地区防災計画の策定を進め、家族や地域間で、災害時の行動について共有できる体制づくりが必要です。	「避難」とは、“難”を“避”け、災害リスクから命を守る行動のことを意味し、その避難場所は、災害の種類や規模によって変わってきます。そのため、市民の防災意識の醸成を図るとともに、市民との対話などを通じて、安全な避難場所の選定を進めるとともに、近隣区と連携した柔軟な避難所利用、垂直避難及び近隣住宅への避難等、地域の実状に応じた避難方法の知識の普及に取り組みます。
イ	災害発生時への備えとして、防災センターや、各支所などの公共施設に分散させて防災物資や防災資機材等の備蓄を行っています。初動において迅速な配備が行えるよう、備蓄品の補充や分散配置をより充実させる必要があります。また、感染症対応、乳幼児、アレルギーなど多種多様な市民の避難形態に即応することが求められています。	備蓄品の保管・管理については、食品等で明確な使用期限のあるものは、計画的な管理を行い、使用頻度や使用緊急度に合わせた備蓄保管場所を設定します。また、市の備蓄物資で即応できない物資や食料が必要な場合は、企業等との災害時応援協定による物資の確保に努めます。
ウ	災害情報は、ケーブルテレビの音声告知放送や、市ホームページ、市公式LINEなどにより発信していますが、より多重的な伝達手段を検討する必要があります。また、在住外国人に向けた災害情報伝達方法として、あさご安全安心ネットの一部を多言語化していますが、その周知が十分できていない等、在住外国人への支援も拡充する必要があります。	すべての市民に災害時の情報伝達を確実に行うために、既存の伝達方法に加え、県のひょうご防災ネットアプリの周知や、災害時における企業・地域等の共助による地域防災体制の強化を図ります。（施策間連携【17】【22】）
エ	あらゆる災害による危険から市民の生命、財産を守るため、自ら考え行動ができるよう自助力を向上させるための支援が求められています。	居住する者の生命、身体及び財産を災害から保護するため、朝来市住宅土砂災害対策支援事業や住宅耐震関連の補助事業を継続して行います。また、市民の災害の備えの一助となる家庭用災害備蓄用品の購入補助により、平時からの防災意識の向上、自助力の強化の促進に努めます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　みんなで取り組む地域防災力の強化	
ア	一斉避難訓練の実施や、防災講演会への参加等により市民の防災意識の高揚を図っていますが、地域や各個人の防災に対する価値観や意識に差があり、訓練についても形骸化している地区があります。	出前講座や、防災教室などを通じ、地域における防災の在り方を再認識していただくとともに、有事の際の速やかな避難行動に役立てるため、「マイ避難カード」の取り組みを推進し、市民の防災意識を高め、地域全体の防災力の底上げを図ります。
イ	地域の防災力を高めるため、防災リーダーや防災士の育成、出前講座などによる知識の習得・体制づくりが課題となっており、コロナ禍以降、地域防災の必要性の普及に努めたことにより、長く停滞していた地区防災計画の策定率がやや上昇傾向に転じましたが、地域により防災意識の格差があり、まだ多くの地区が未策定の状況です。	地域の防災、減災のためには、住民一人一人が自分たちの地域は自分たちで守るという防災の取組を一層推進するための地域防災の担い手となるリーダーの育成を図ります。また、出前講座等により、地区防災計画の必要性を伝え、策定推進を図ります。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③　地域の安全・安心を守る消防体制の充実	
ア	消防団員が活動しやすい環境を作るため消防団と協議し、国基準に合わせた報酬額の引き上げ、個人支給への転換、分団報奨金の創設を行い処遇改善に取り組んできました。また、災害時に即応するため、年間計画に基づく訓練や啓発活動等を行っていますが、人口減少に加え、消防団員としての役割や地域貢献に繋がる等その魅力が十分に伝わっていないことも重なり、年々団員数が減少していることから消防団員の確保が喫緊の課題となっています。	消防団員の確保のため、消防団の活動を市民に周知するとともに、地域住民との連携訓練などを通じ、訓練等の充実化や、消防団活動の見える化を図ることで、入団しやすく、活動しやすい環境づくりを推進します。
イ	合同訓練や会議等を通じて、消防団と南但消防本部との連携強化を図り、消防防災力の向上を図っています。消防車両や資機材・消防施設の計画的な更新や、消火栓や防火水槽などの消防水利の整備を行っていますが、維持管理に係る消防費の拡大が課題となっています。	計画的に消防車両や消防水利等の消防施設を整備するとともに、引き続き消防団と南但消防本部の連携を密にし、消防力の維持・強化を図るとともに、消防水利の整備計画を策定するなど、中長期的に消防体制の見直しを図ります。

施策指標							
指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	防災・減災対策等、災害に強いまちづくりが進められていると感じる市民の割合	34.00%	31.6%	26.7%	28.2%	35.2%	市民意識調査
②	地区防災計画の策定率	―		38.8%	48.8%	90.0%	防災安全課
③	消防体制が充実していると感じる市民の割合	50.6%	48.2%	44.0%	44.1%	56.9%	市民意識調査

ありたいまちの姿	５　市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	施策コード
施策コード	【26】 暮らしを守る防犯・交通安全の推進	
施策の概要	市民が安心して暮らせるよう、地域、事業者及び関係団体等と一体となり、地域ぐるみで防犯・交通安全への取組を推進します。	【26】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　地域と一体となった防犯活動の推進	
ア	南但馬警察署などの関係機関と協力し、防犯啓発等の推進を図っていますが、市内においても高齢者を狙った特殊詐欺被害をはじめとする様々な犯罪が発生しており、より一層地域防犯力の向上に努め、抑止に繋げていく必要があります。また、まちづくり防犯グループも担い手の高齢化等に伴い、活動の継続が難しい地域も見受けられるため、負担の軽減とコミュニティカの強化に取り組む必要があります。	子どもから大人まで防犯意識を高く持った行動がとれるよう、啓発や情報提供に努めます。自治会や地域自治協議会等と連携し、窃盗等の犯罪防止に向けた活動や子どもの見守り活動等、地域での防犯活動を引き続き実施し、日常生活を行いながら防犯にも寄与できる「ながら防犯」も含めた、防犯体制の充実を図ります。また、防犯カメラ、録画機能付インターホン及びセンサーライトの設置など、個人住宅の防犯性向上のための設置費補助制度により、犯罪抑止に繋げます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　子どもから大人まで一緒に取り組む交通安全の推進	
ア	全国交通安全週間などに合わせた定期的な交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全啓発に努めていますが、さらなる事故防止に向け、新たな取組実施や人材確保に努める必要があります。また、市内事業者に協力を求めるなど内容を充実させることで、幅広い世代が交通安全に対する知識を習得しやすい環境づくりが必要です。加えて、地域自治協議会での登下校中の児童・生徒の見守り活動も継続実施が必要です。	南但馬警察署と協働し、開催地域の企業などの協力を求め、より効果的な交通安全キャンペーンの開催に努めます。また、地域において登下校中の児童・生徒の見守りを行っていただいているボランティア活動の広報周知なども行い、取り組みの輪を広げるよう図ります。
イ	依然とし、高齢運転者による交通事故が多く発生し、高齢者の交通事故防止対策や運転免許証自主返納に向けた対応が求められています。	高齢者が交通事故防止のため免許証の自主返納をした後も、安全に交通の利便を保つためのシニアカー購入や、車の誤作動を抑制する装置の設置に対する補助等を行い、高齢者の交通事故や事故被害の軽減を図ります。
ウ	改正道路交通法の施行により、令和５年度からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたことに伴い、市内の自転車ヘルメット不所持の方に購入促進を図る必要があります。	従来の交通安全の手法にとどまらず、自転車運転シミュレーターを活用するなど新たな手法を取り入れ、児童や高齢者の自転車による事故防止の強化を図ります。また、市内の自転車利用者すべてが、自転車運転時にヘルメットが着用できるよう、購入費の一部を補助し、自転車による交通事故や事故被害の軽減を図ります。

施策指標

	指標	H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	刑法犯認知件数（南但馬警察署管内・4年間平均）	184件（H26～H29平均）	148件（H29～R2平均）	141件	129件	148件以下（R8～R11平均）	防災安全課調査
②	市内における交通事故発生件数（年間）	60件	60件	54件	68件	60件以下	防災安全課調査

ありたいまちの姿	５　市民の暮らしを支える安全・安心な都市基盤を持続する	施策コード
施策コード	【29】 地球に優しいエネルギーと資源の循環の推進	
施策の概要	第４次朝来市環境基本計画及び朝来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等に基づき、持続可能な社会を構築するため、地球に優しいエネルギー使用とごみの減量化や資源循環の推進を図ります。	【29】

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	①　みんなで取り組むごみの減量と再資源化	
ア	地球環境への負荷軽減は、世界的課題となっています。ごみの減量と再資源化は、市民一人一人が取り組める最も身近で最も大切な取組です。朝来市における１人１日当たりのごみ排出量は微増傾向にあり、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）及び再資源化（リサイクル）の３Rに資する取組意識を更に向上させていく必要があります。	第４次朝来市環境基本計画に基づき、広報紙やホームページ、環境イベントなどを通じて、３R運動の啓発活動を強化し、市民のごみ減量・再資源化の意識を高めます。また、南但広域行政事務組合や養父市と連携し、一般廃棄物最終処分場の長寿命化と再生可能エネルギーの利用を促進し、持続可能なごみ処理体制の充実を目指します。（施策間連携【35】）
イ	地域における資源回収は、循環型社会の実現に向けた重要な取り組みとして、長年地域住民の協力のもとで実施されてきましたが、近年、少子高齢化や核家族化といった社会構造の変化などから、その継続的な実施が困難な地域が出てきています。また、取組団体の構成員減少が顕著な場合は、近隣地区の団体との広域的連携が必要です。	地域における資源回収は、PTAや自治会、地域自治協議会などが地域の実情に応じて連携し、それぞれの役割で持続可能な実施体制を構築し協働して実施されるよう促進します。ごみの発生抑制や再資源化など、循環型社会の実現に向けた啓発を小中学校での環境教育など、様々な機会で推進します。
ウ	高齢化社会に向け、ごみの排出支援事業を高齢者やごみ出しが困難な社会的弱者への支援として地域・自治会・地域自治協議会・市及び関係機関等と連携し実施していますが、更に促進する必要があります。	現在実施している高齢者やごみ出しが困難な社会的弱者へのごみの排出支援を更に推進し、地域で支え合う仕組みづくりを支援します。
エ	SDGsのターゲットの一つとして、食品ロスを半減させることが定められています。第４次朝来市環境基本計画において資源循環の推進について定めており、現在フードドライブを実施しています。	フードドライブを継続して実施するとともに、広報紙やホームページ等を通じてもったいないを意識した食材調達や食べ残しをしないこと等に資する「＊３０１０運動」に関する情報を発信し、食品ロスの解消を図ります。また、学校の授業や給食等を活用し、児童生徒等に対し食品ロスに対する意識啓発を図ります。（施策間連携【２】）

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	②　快適な生活環境の保全と維持	
ア	美しいまちづくりの意識を高めるため、地域住民が参加する「クリーン但馬10万人大作戦」を毎年実施し、清掃活動を通して快適な生活環境の保全と維持を行っています。また、近年深刻化している海洋プラスチックごみ問題については、朝来市を含む陸域から海への散乱ごみの流出防止が重要であるという市民の認識を更に高める必要があり、これを踏まえた啓発によって、不法投棄やポイ捨て防止対策の推進、環境美化意識の向上が必要です。	住民の地域環境を美化するとともに意識を高めるため、毎年実施している「クリーン但馬10万人大作戦」への参加を促進します。また、約８割が陸域から海へ流出すると言われている海洋プラスチックごみ問題を踏まえて、広報紙やホームページ等を通じた不法投棄防止やポイ捨て禁止の啓発、関係機関との連携による監視・パトロールを強化し、環境美化の保全とプラスチックなどの散乱ごみ削減に努めます。
イ	水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の公害や野外焼却に関する苦情が年平均６０件程度寄せられています。生活様式の変化や環境に対する市民の意識の変化により、苦情の内容も様々に変化しています。	地域住民の快適な生活を守るため、公害や野外焼却に関する相談対応、発生源調査・指導、法規制情報提供を行い、関係機関などと連携して問題解決に努めます。また、広報活動や環境保全啓発を通じて、地域全体の環境意識を高めます。

区分	現状と課題	事業実施方針
施策項目	③　新エネルギー等による脱炭素社会の実現	
ア	地球規模での気候変動など地球温暖化をはじめとする地球環境問題は更に深刻化しており、その対策としてカーボンニュートラルな社会を目指し、GX（グリーントランスフォーメーション）の取組が推進されています。あわせて脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進していく必要があります。	カーボンニュートラルの実現に向けて、木質バイオマス、太陽光、小水力発電などの再生可能エネルギーの普及をＳＮＳなどを利用した情報発信を更に促進し、温室効果ガスの削減と再生可能エネルギーの導入推進に努めます。また、脱炭素型まちづくりを促進するため、日常生活における身近な取組を啓発するとともに、住宅や建築物の省エネルギー性能を高める改修などの支援によって、脱炭素型ライフスタイルを推進します。（施策間連携【10】）

施策指標							
指標		H29	策定時	R4	R5	目標値（R11）	出典
①	1人１日当たりごみ排出量（家庭系ごみ）	558g	567g	600g	671g	567g	市民課調査
①	リサイクル率	26.50%	26.6%	24.8%	25.5%	27.9%	市民課調査
②	道路や公園にごみが目立つと感じる市民の割合	17.80%	18.4%	20.9%	22.0%	14.4%	市民意識調査